

名古屋ごみレポート ‘24 版



令和7年2月
—名古屋市環境局—



シャチのジュンちゃん

目次

はじめに	1
第1章 ごみ・資源の推移	2
1 ごみ処理量の増加と「ごみ非常事態宣言」	2
2 ごみ・資源の処理量とその推移	3
(1) ごみ処理量等の推移	3
(2) 資源分別量の内訳	4
(3) ごみ・資源の分別状況	6
(4) 品目別の資源分別率の推移	7
(5) 埋立量の内訳	9
(6) 1人・1日あたりの量	9
(7) ごみ処理の仕組み	10
(8) 資源のゆくえ	11
第2章 ごみ処理・資源収集等に伴う環境負荷と処理コスト	13
1 ごみ処理事業における温室効果ガス排出量等	13
(1) ごみ処理事業における温室効果ガス排出量	13
(2) 焼却工場における熱エネルギーの有効利用	13
2 ごみ処理・資源収集等に伴うコスト	14
(1) 処理経費の推移	14
(2) ごみ・資源の処理原価	14
第3章 計画の基本理念と目標値	15
1 名古屋市第6次一般廃棄物処理基本計画	15
(1) 基本理念と方向性	15
(2) 目標値と進捗状況	16
第4章 循環型都市の実現に向けた取り組み	18
1 施策体系	18
2 重点施策1 プラスチック資源循環の推進	20
3 重点施策2 食品ロスの削減/食品ロス削減推進計画	23
4 施策1 環境にやさしい学びと行動の推進	26
5 施策2 2R(リデュース・リユース)の推進	28
6 施策3 分別・リサイクルの推進	29
7 施策4 安心・安全で適正な収集・処理体制の確保	32
8 施策5 快適に住み続けられるまちづくり	33

はじめに

平成 11 年 2 月、本市はごみ処理量が右肩上がりに増加する中、渡り鳥の重要な飛来地である藤前干潟の埋立計画を中止し、「ごみ非常事態宣言」を発表しました。地域役員の方々の献身的なご尽力も賜りながら、市民・事業者との協働による徹底した分別・リサイクルに取り組んだ結果、大幅なごみ減量を達成することができました。

その後も、ごみ処理量は大きなリバウンドもなく緩やかに減少し、「ごみ非常事態」を脱し、名古屋に分別文化が根付いたと言われるまでになりました。

一方で、「ごみ非常事態宣言」から 25 年が経過し、少子化・高齢化の進行や価値観・コミュニティの多様化、デジタル化の進展など社会が大きく変化しています。加えて、プラスチックの資源循環や食品ロスの削減が地球規模の課題になるなど、ごみ処理・資源化を取り巻く状況も刻々と変化しています。

また、持続可能な開発目標（SDGs）の達成や脱炭素社会の実現、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行に向けた動きが加速しており、本市においても一層の取り組みが求められています。

こうした状況を踏まえ、令和 6 年 3 月、市域内の一般廃棄物の処理について定める「第 6 次一般廃棄物処理基本計画」を策定し、「パートナーシップで支え合う持続可能な循環型都市なごやをめざします」という基本理念を掲げました。社会の変化に的確に対応しながら、「プラスチックの資源循環」と「食品ロスの削減」に重点を置いた施策を推し進めるとともに、ごみ減量だけではなく資源を効率よく循環させることで、将来世代にわたって安心して住み続けられる持続可能な循環型都市の実現を目指して取り組みを進めています。

この「名古屋ごみレポート」は、「一般廃棄物処理基本計画」に基づき各年度の成果をご報告するとともに、今後の循環型社会の実現に向けた取り組みについてとりまとめています。

本書が、本市のごみ・環境問題に対する皆さまのご理解とご関心を深めるうえで少しでも役立ち、「循環型都市なごや」を実現していく一助となれば幸いです。

名古屋市環境局

▶ 持続可能な開発目標（SDGs）

SDGs とは 2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標で、持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成されています。

目標 12.「つくる責任 つかう責任」において、廃棄物の削減や再利用などを定めており、持続可能な社会の実現のためにごみ削減も深く関わっています。



第1章 ごみ・資源の推移

1 ごみ処理量の増加と「ごみ非常事態宣言」

1990年代、本市のごみ処理量は一貫して右肩上がりが増え続け、平成10（1998）年度には年間100万トンに迫り、焼却・埋立の両面で処理能力の限界を迎えつつありました。

本市は、藤前干潟に次の埋立処分場を建設する計画を進めていましたが、藤前干潟が渡り鳥の重要な飛来地であったため埋立反対の声が高まり、「市民生活が大切か、渡り鳥が大切か」悩み抜いた末、「市民生活も渡り鳥も、どちらも大切」として藤前干潟の埋立計画を中止し、大幅にごみを減らすことを呼びかけるごみ非常事態宣言を発表しました。

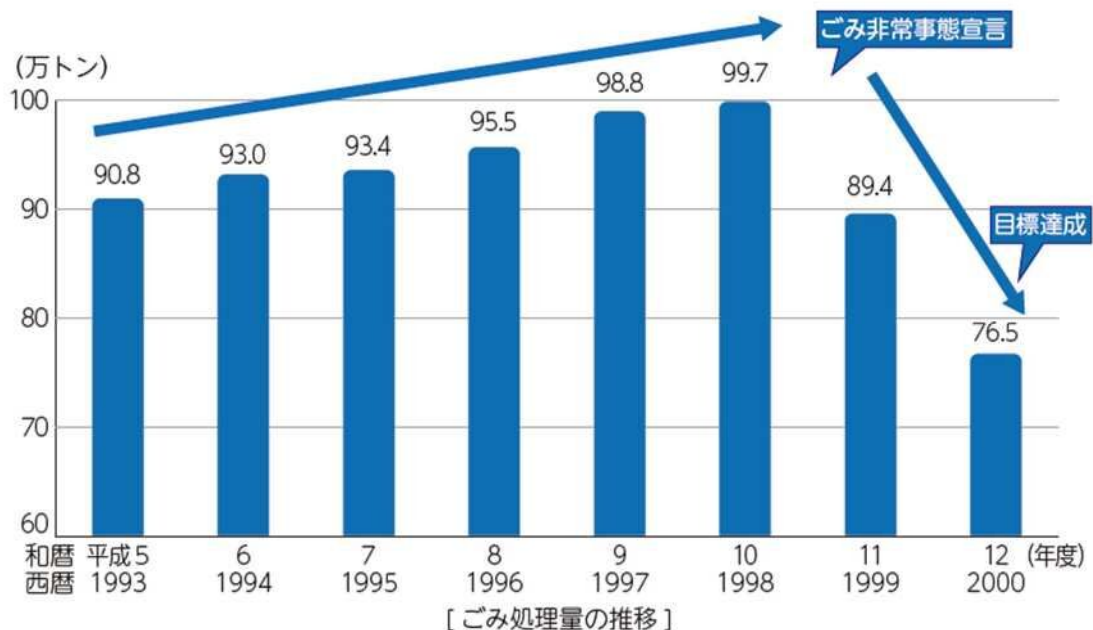
ごみ非常事態宣言後は、市民・事業者との協働のもと、プラスチック製容器包装、紙製容器包装などの新たな資源収集をはじめ、様々な施策を矢継ぎ早に実施し、平成12（2000）年度のごみ処理量は76.5万トンと、ごみ非常事態宣言に掲げた目標を達成することができました。

【ごみ非常事態宣言発表の経緯】



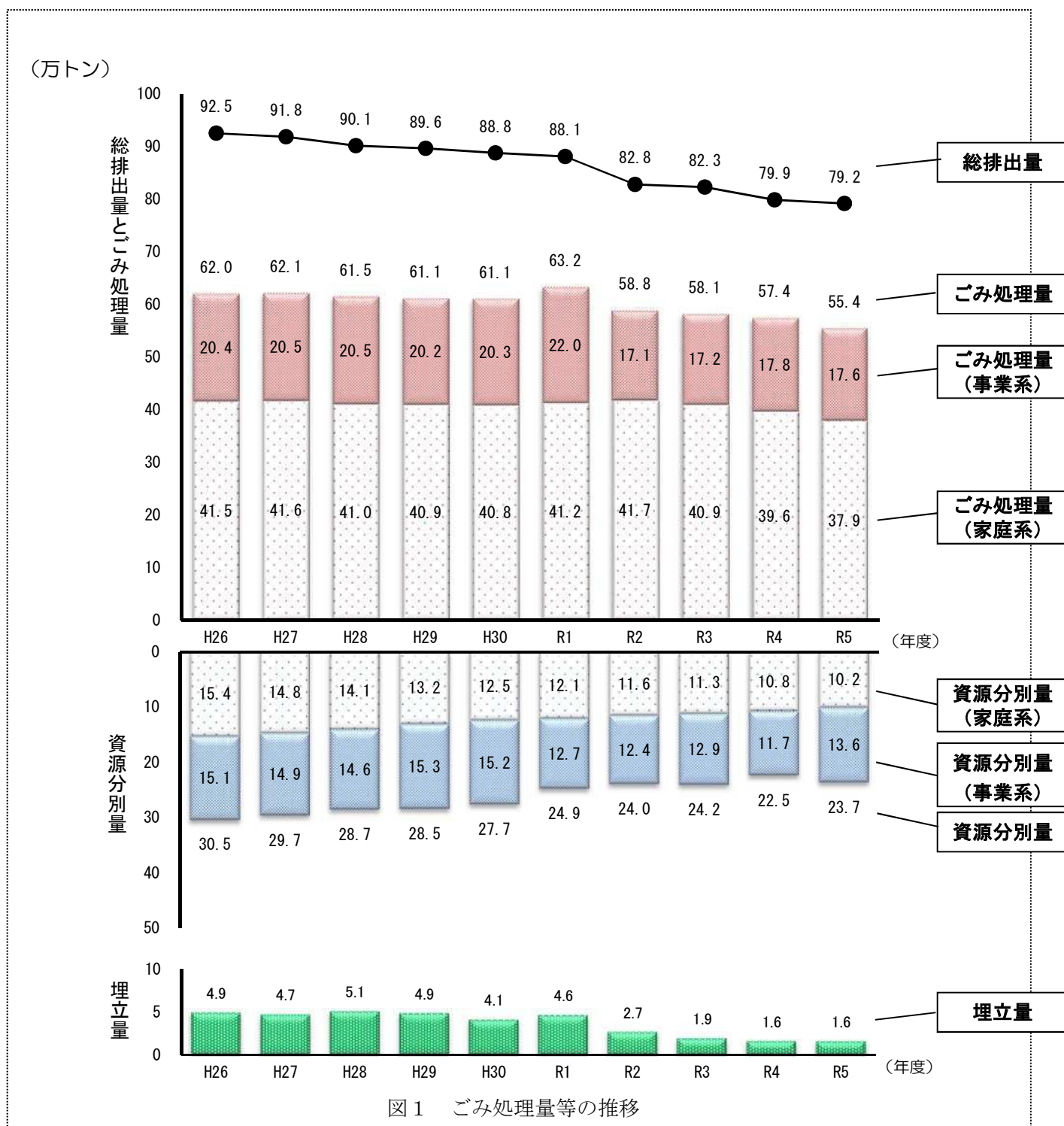
市民・事業者との協働による徹底した分別・リサイクルの取り組み

平成11（1999）年2月「ごみ非常事態宣言」
トリプル20
20世紀中に20%、20万トンのごみ減量目標



2 ごみ・資源の処理量とその推移

(1) ごみ処理量等の推移



総排出量及び資源分別量については、減少が続いています。ごみ処理量については、横ばいの状況が続いておりましたが、令和2（2020）年度以降は減少しています。

埋立量については、令和2（2020）年度に灰の全量資源化を行う北名古屋工場が稼働したことなどにより、減少しています。

- 図1 ①総排出量=ごみ処理量+資源分別量
 ②資源分別量=市が収集し、再商品化事業者等に引き渡した量+家庭系・事業系の自主回収量
 事業系の自主資源回収量は、事業用大規模建築物(延べ面積3,000㎡以上)の減量計画書の集計をもとに推計
 ③四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

(2) 資源分別量の内訳

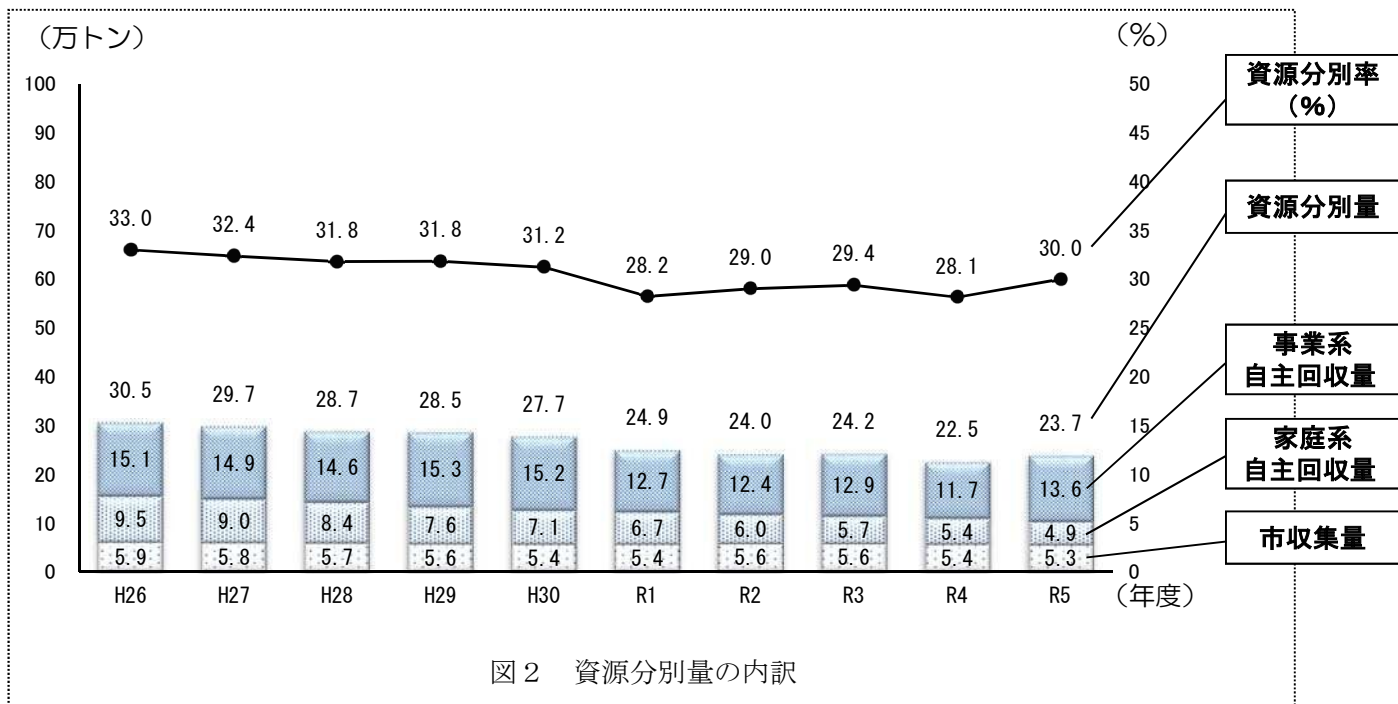


図2 資源分別量の内訳

資源分別率は近年横ばい傾向です。家庭系自主回収量は資源分別量全体の約 20% を占めており、市民の皆さまの自主的な活動が資源化推進に大きな役割を果たしています。

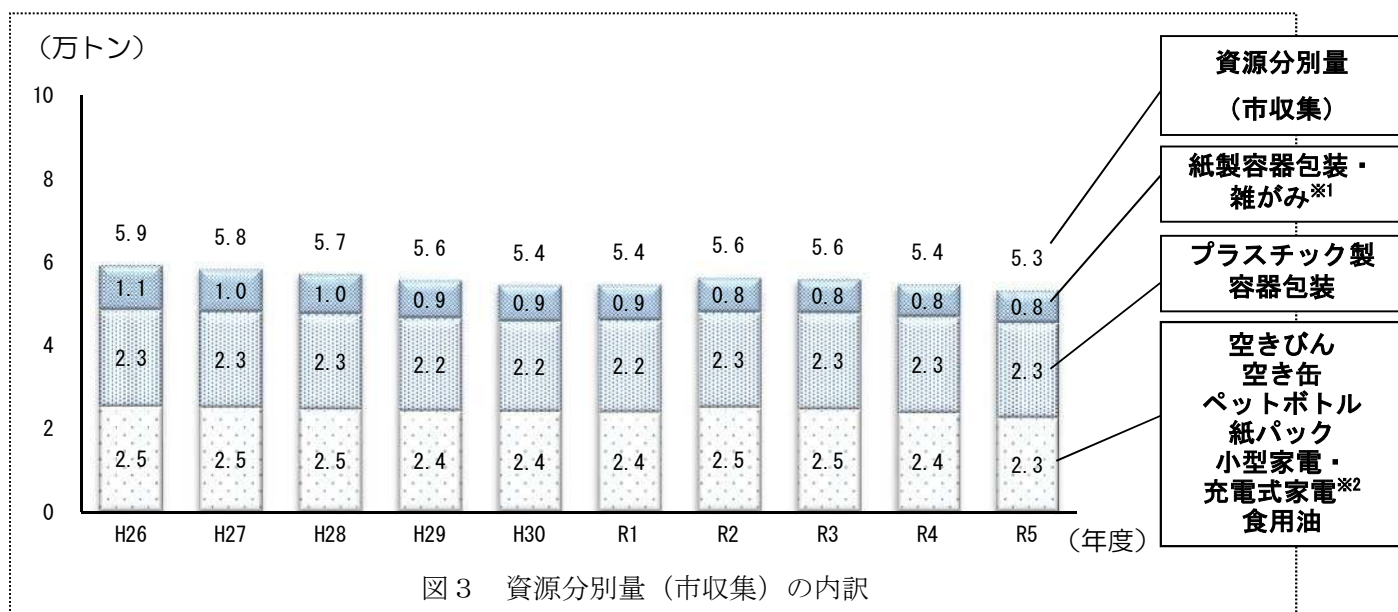


図3 資源分別量（市収集）の内訳

市が収集する資源は、量・内訳ともに近年横ばい傾向です。

図2 ①資源分別率=資源分別量/総排出量

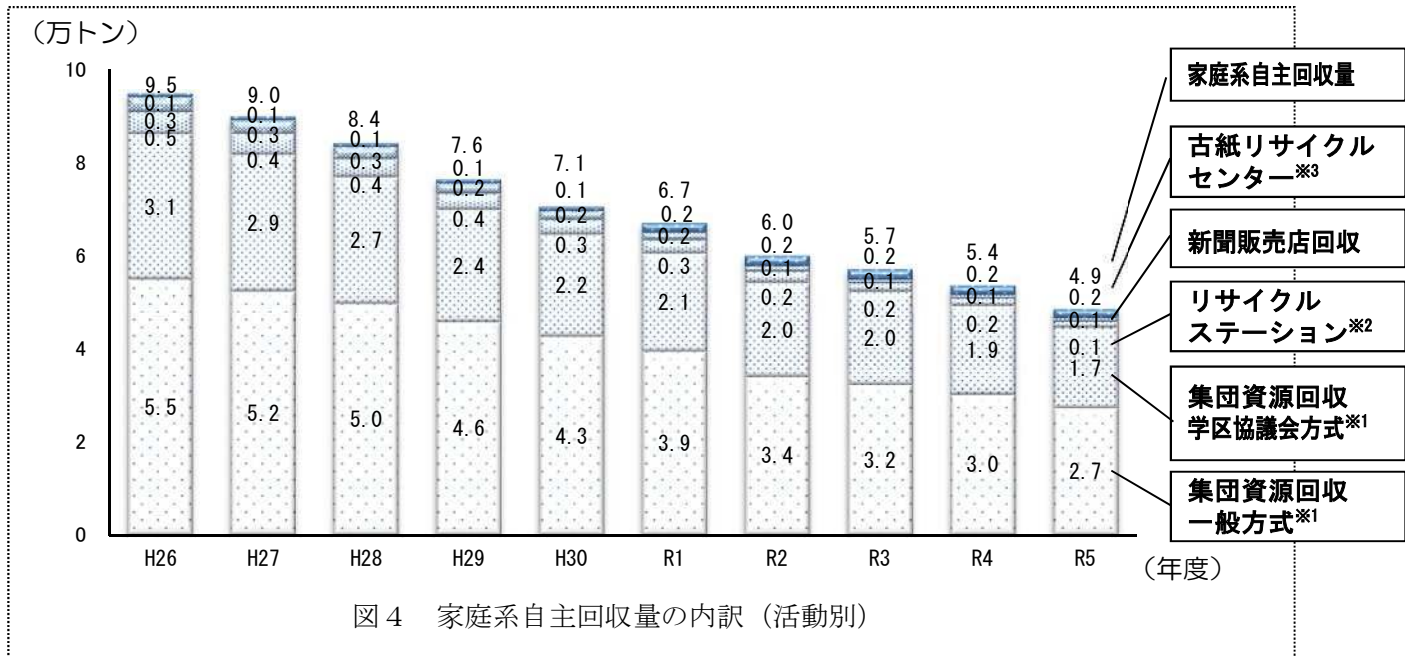
②事業系自主回収量は、事業用大規模建築物（延べ面積 3,000 m²以上）の減量計画書の集計をもとに推計

③四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

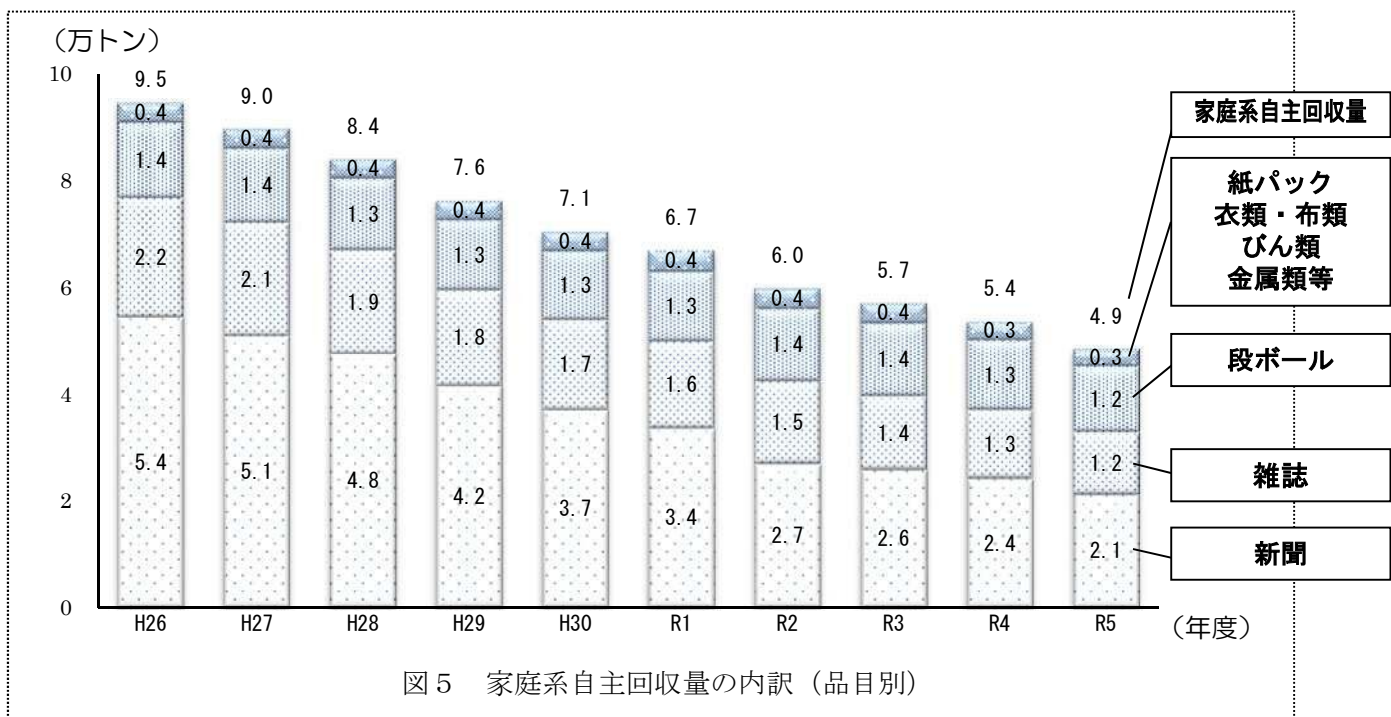
図3 ※1 紙製容器包装・雑がみとして収集し、選別業者が古紙として資源化した量を含む。また、雑がみは令和5年度から回収開始

※2 充電式家電は令和4年度から回収開始

四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。



集団資源回収による回収は、家庭系自主回収の約9割を占めています。
市民の皆さまの自主的な活動が古紙のリサイクルに大きな役割を果たしています。



回収量の減少が続いています。インターネット、タブレット端末等の普及による新聞の発行部数・雑誌の販売部数の減少などが背景にあると考えられます。

図4 ※1 一般方式は子ども会や町内会などによる資源回収、学区協議会方式は学区・古紙業界・新聞販売店の協働による小学校区を単位とした資源回収
 ※2 市民団体がスーパーの駐車場等（令和5年度末 市内36箇所）を利用して定期的に資源回収を開催
 ※3 古紙業者が自社のヤード（令和5年度末 市内25箇所）で古紙の受入を実施
 四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。
 図5 四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

(3) ごみ・資源の分別状況

令和5(2023)年度のごみ・資源の分別状況は以下の通りです。

(万トン)

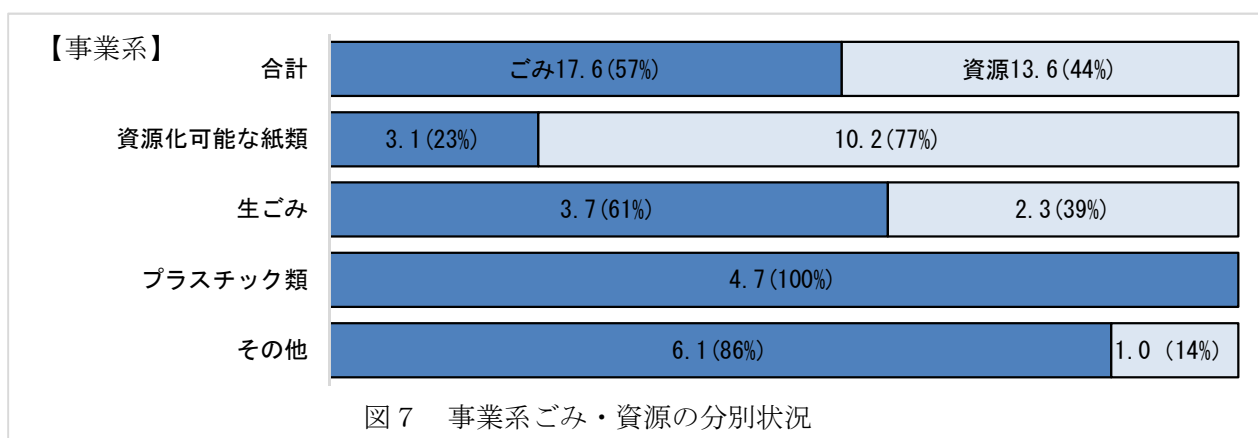
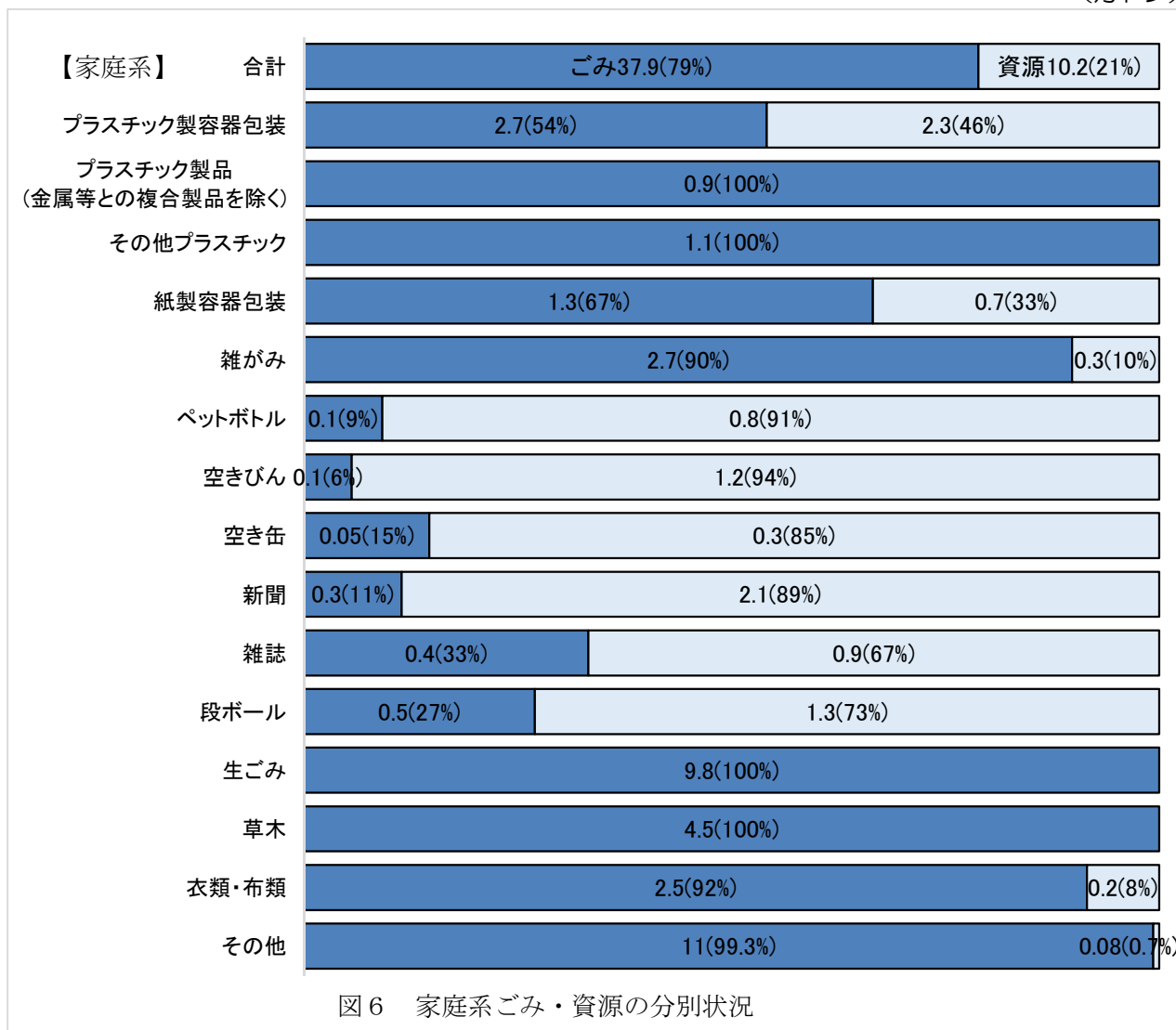


図6 ①ごみの内訳は、「家庭系ごみ再組成調査」により推計

②資源の内訳は、市収集量と家庭系自主回収量の合計

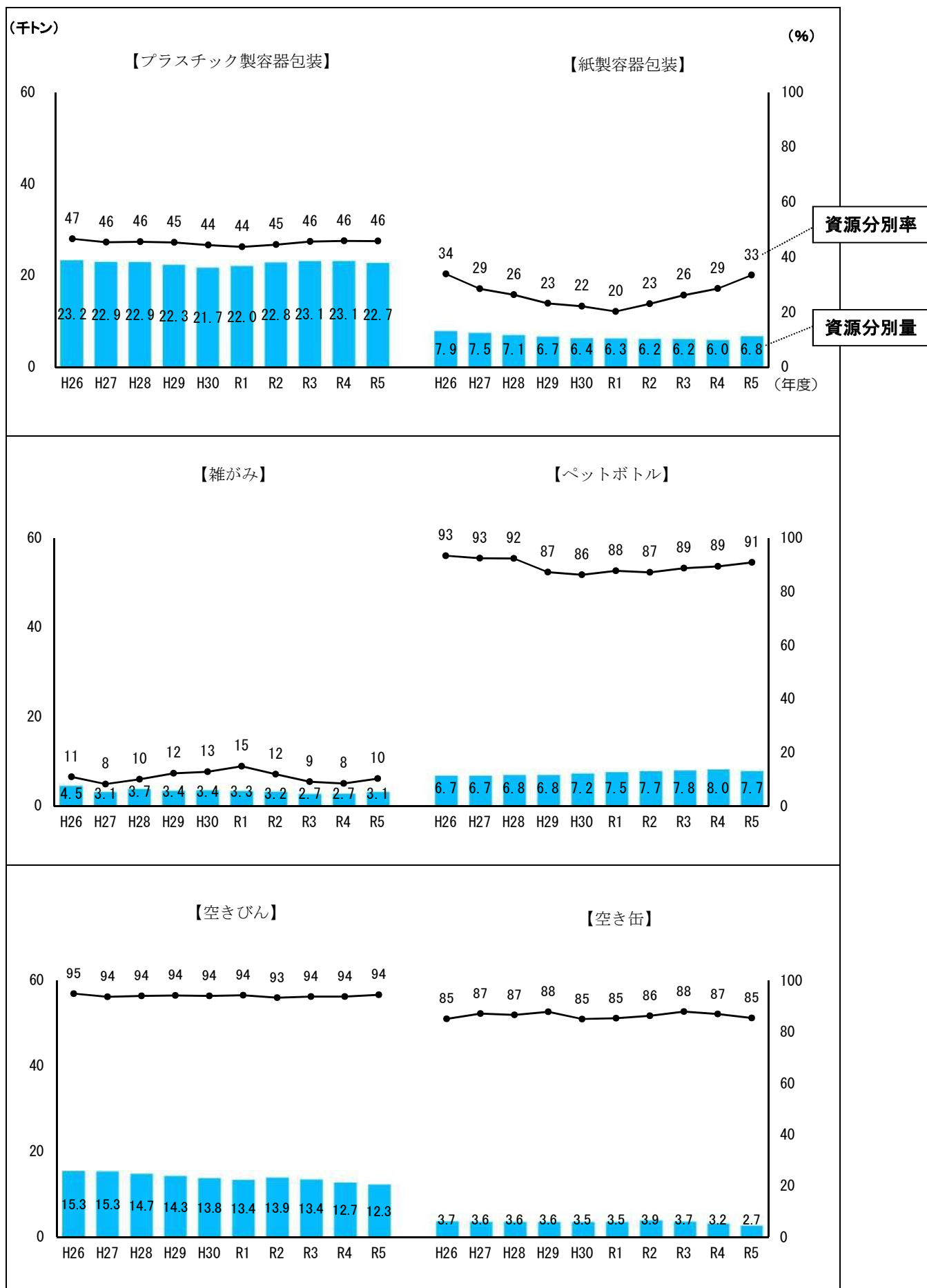
③四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

図7 ①ごみの内訳は、「事業系ごみ細組成調査」により推計

②資源の内訳は、事業用大規模建築物(延べ面積3,000㎡以上)の減量計画書の集計をもとに推計

③四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

(4) 品目別の資源分別率の推移



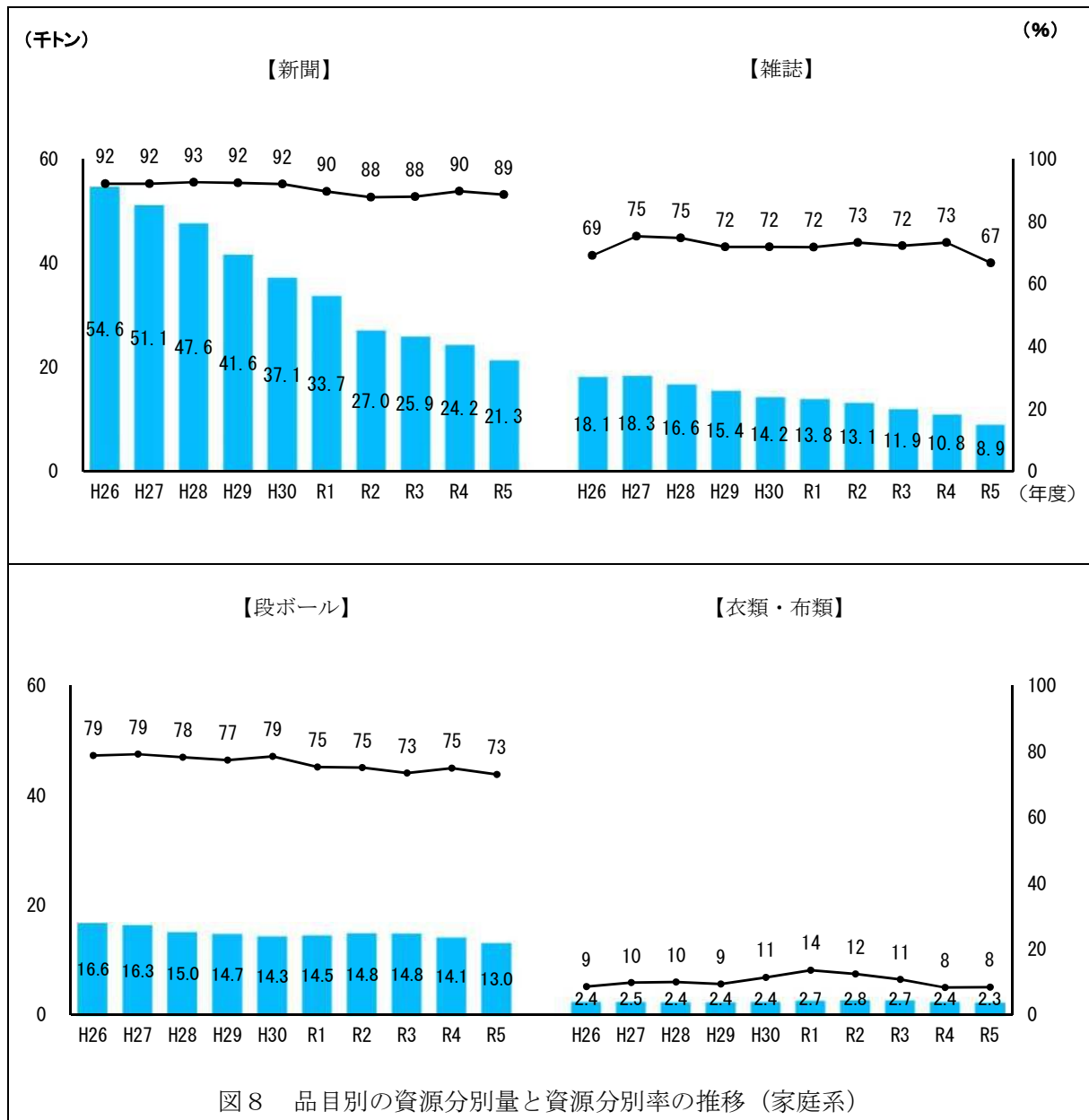
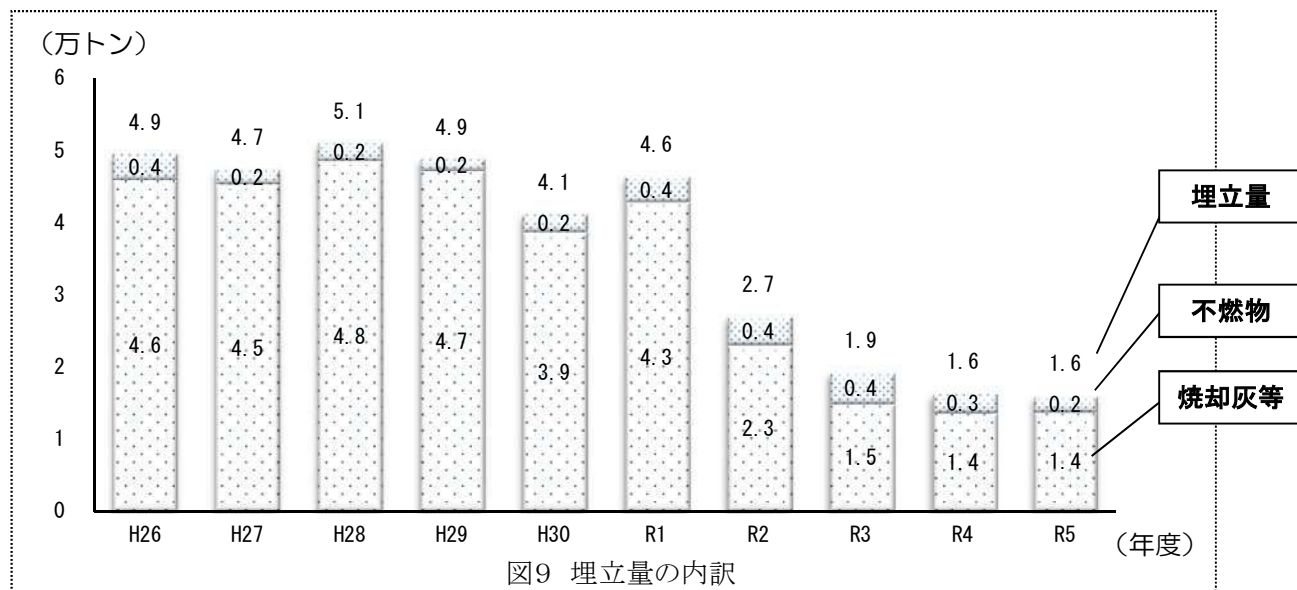


図8 品目別の資源分別量と資源分別率の推移 (家庭系)

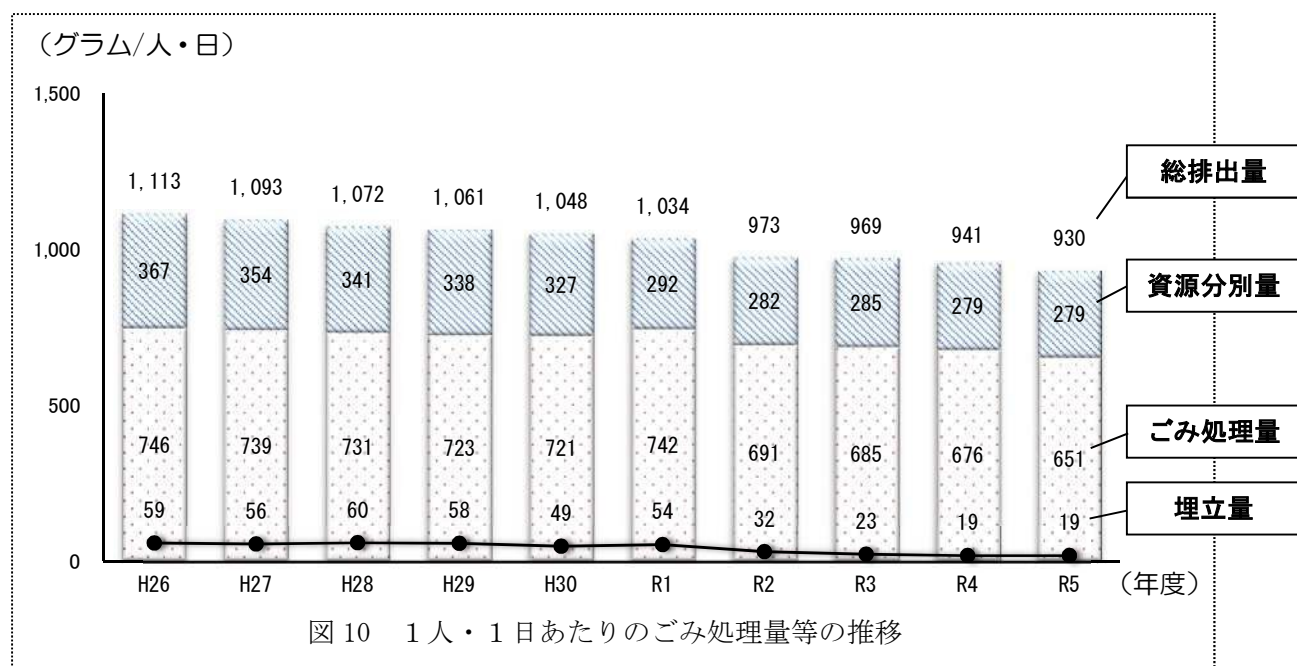
- 図8 ①「資源分別率」は、品目別に「資源分別量 / (資源分別量+ごみの中に含まれていた資源の推計量)」により算定
 ②ごみの中に含まれていた資源の推計量は、「家庭系ごみ細組成調査」からの推計
 ③資源分別量は、市が収集し、再商品化事業者に引き渡した量と家庭系自主回収量の合計
 ④スーパーマーケット等が独自に回収し、資源化した量を含まない。
 ⑤新聞、雑誌、段ボールには、紙製容器包装として収集し、選別業者が古紙として資源化した量を含む。

(5) 埋立量の内訳



令和2（2020）年度に灰の全量資源化を行う北名古屋工場が稼働したことなどにより、減少しています。

(6) 1人・1日あたりの量



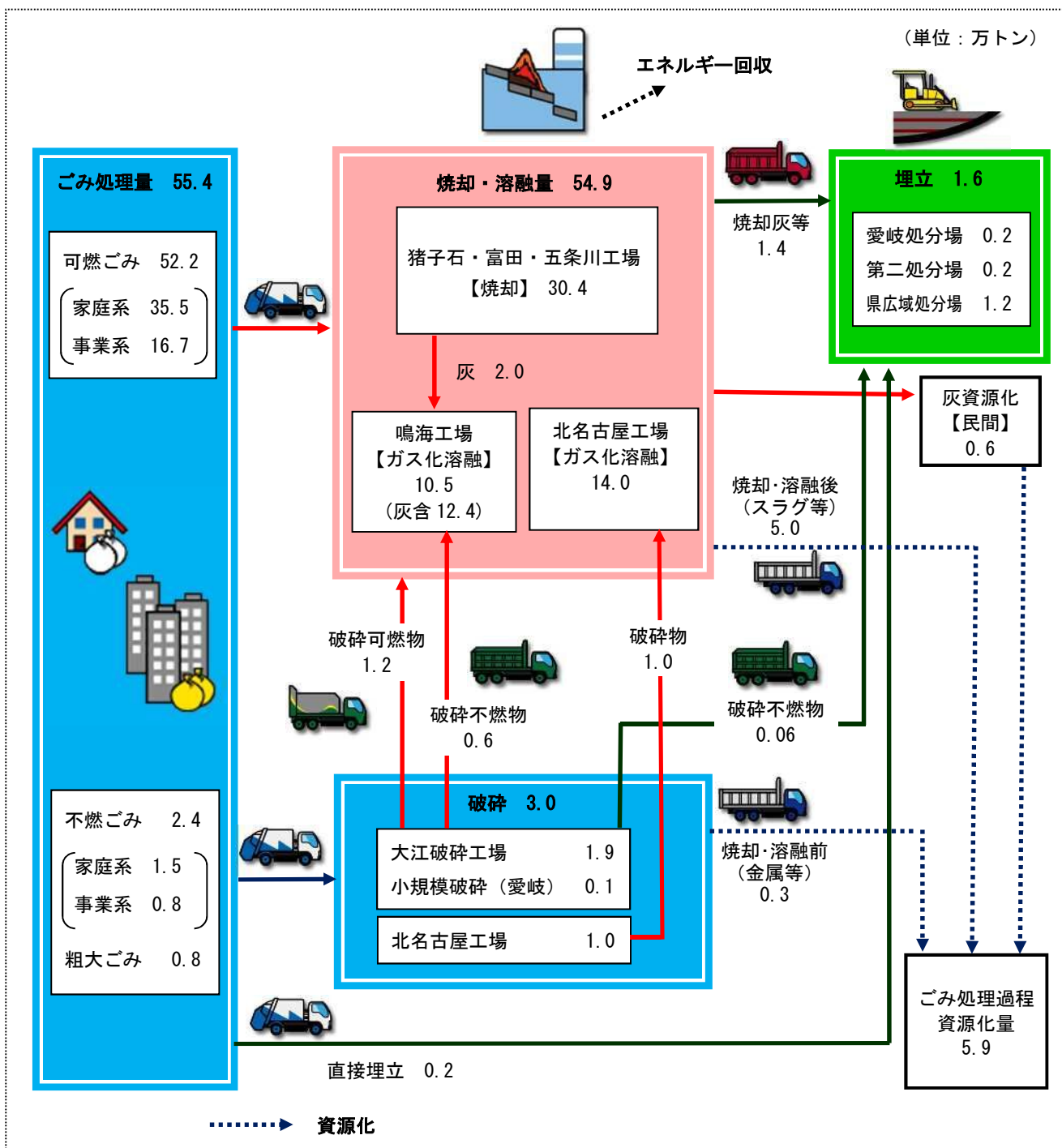
1人・1日あたりの総排出量はゆるやかな減少傾向が続いています。

図9 ①埋立量は、事業系ごみを含み、他市町からの受入分を含まない。

②四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

図10 ①「総排出量」「資源分別量」「ごみ処理量」「埋立量」と各年度の人口（10月1日時点）、年間日数から算出

(7) ごみ処理の仕組み (令和5年度)



可燃ごみは焼却工場で焼却・溶融処理し、残った灰を処分場に埋め立てています。また、焼却灰の一部は鳴海工場で溶融処理し、生成された溶融スラグを建設資材などに有効利用しているほか、民間事業者へ委託して資源化しています。

焼却工場で焼却する際に発生する熱は、発電を行うほか、地元還元施設等で利用します。発電した電力は場内等で利用するほか、電力会社に売電を行っています。

不燃・粗大ごみは破砕施設で破砕し、主に鳴海工場や北名古屋工場で溶融しています。

破砕施設で選別した金属等や、鳴海工場や北名古屋工場で溶融により発生したスラグ等は、資源として回収しています。

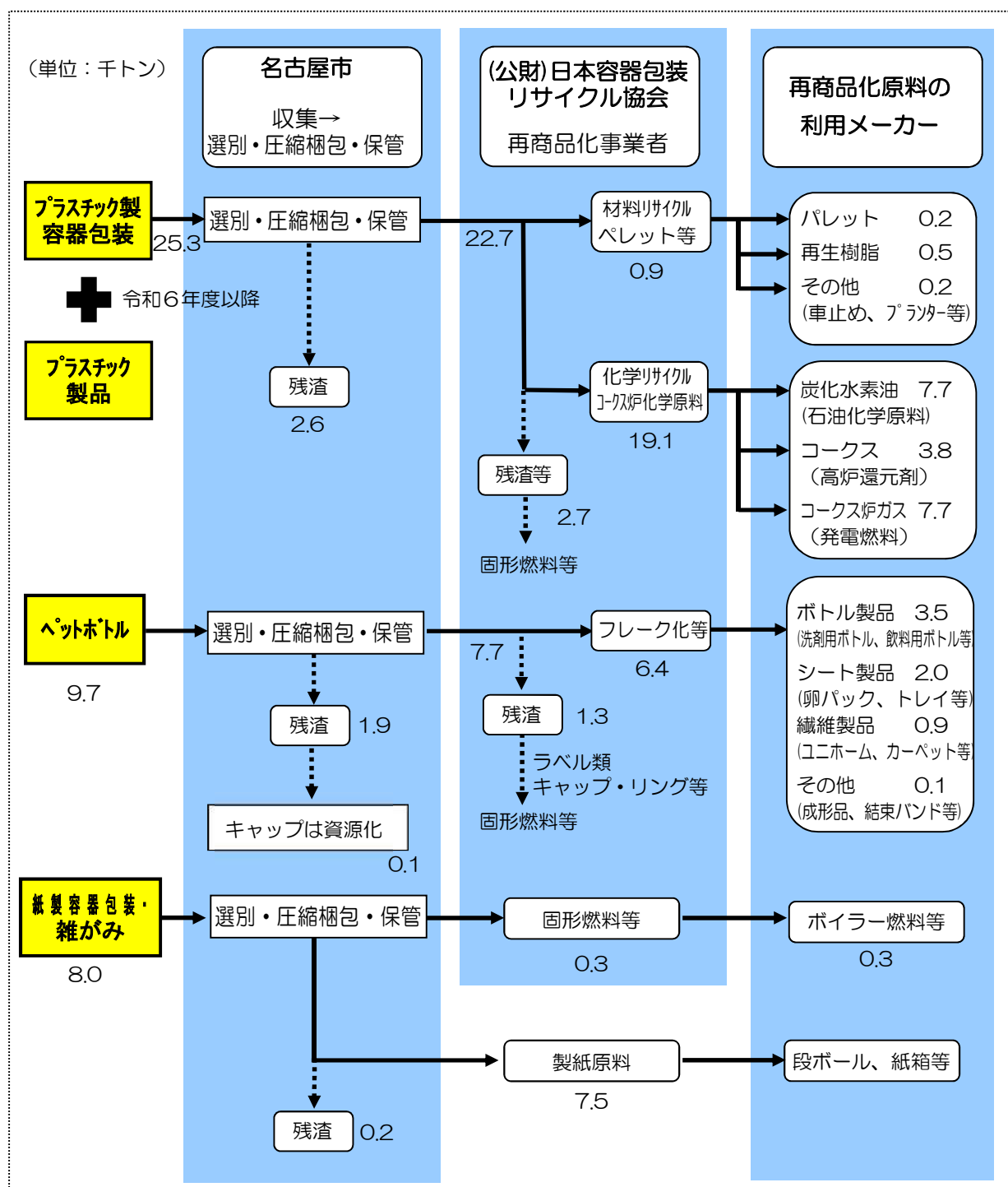
※ 四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

(8) 資源のゆくえ (令和5年度)

① プラスチック製容器包装※1、ペットボトル、紙製容器包装・雑がみ

それぞれ週1回、プラスチック製容器包装は各戸収集、紙製容器包装・雑がみ及びペットボトルは集積場所から収集しています(ペットボトルは拠点回収も実施)。

市が収集、選別・圧縮梱包・保管し、プラスチック製容器包装とペットボトルは(公財)日本容器包装リサイクル協会に引き渡し、再商品化されます。紙製容器包装・雑がみは、製紙原料になるものは民間の古紙ルートに引き渡し、再商品化し、製紙原料とならないものは、(公財)日本容器包装リサイクル協会に引き渡し、再商品化されます。



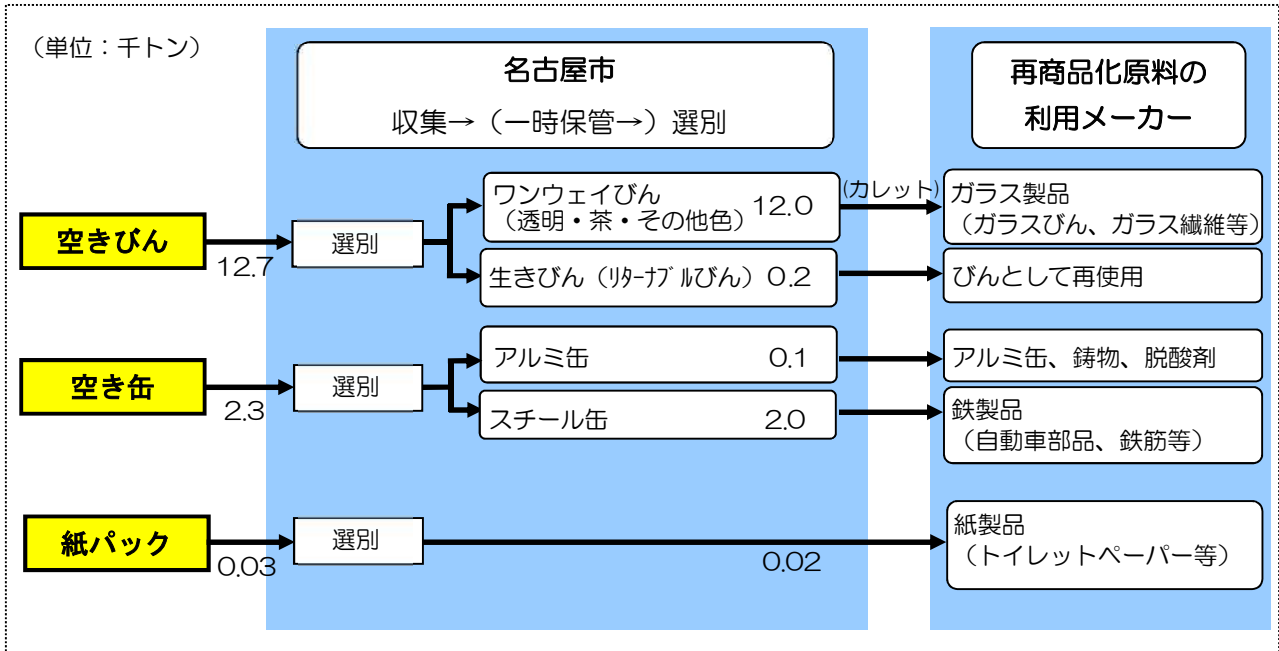
※1 令和6年度以降プラスチック製品と合わせて「プラスチック資源」として再商品化している。

※ 再商品化事業者の処理量及び再商品化原料の利用メーカーの利用量は(公財)日本容器包装リサイクル協会資料より推計

※ 四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

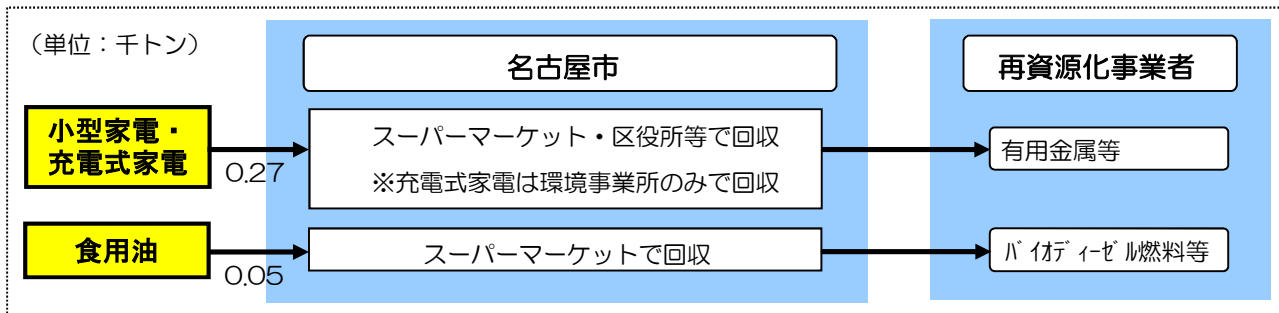
② 空きびん、空き缶、紙パック

空きびん、空き缶は、週1回、集積場所から収集しています。紙パックは、区役所やスーパーマーケット等に設置してある回収ボックスから収集しています。これらは、選別等の後、メーカーに出荷され、製品原料として利用されます。



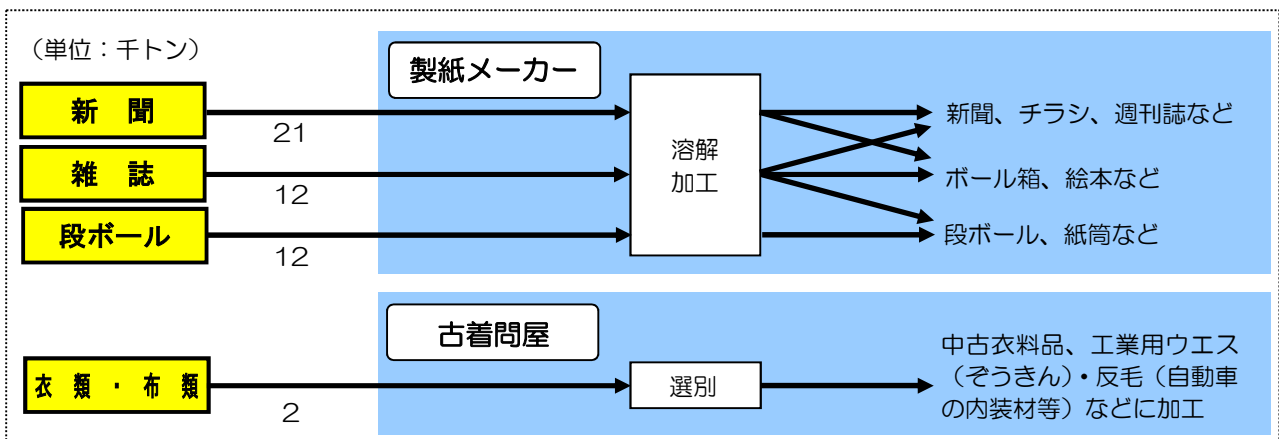
③ 小型家電・充電式家電、食用油

市が回収した後、再資源化事業者により資源化されます。



④ 古紙、衣類・布類

集団資源回収、リサイクルステーション等で回収された古紙や衣類・布類の資源化の流れは以下の通りです。

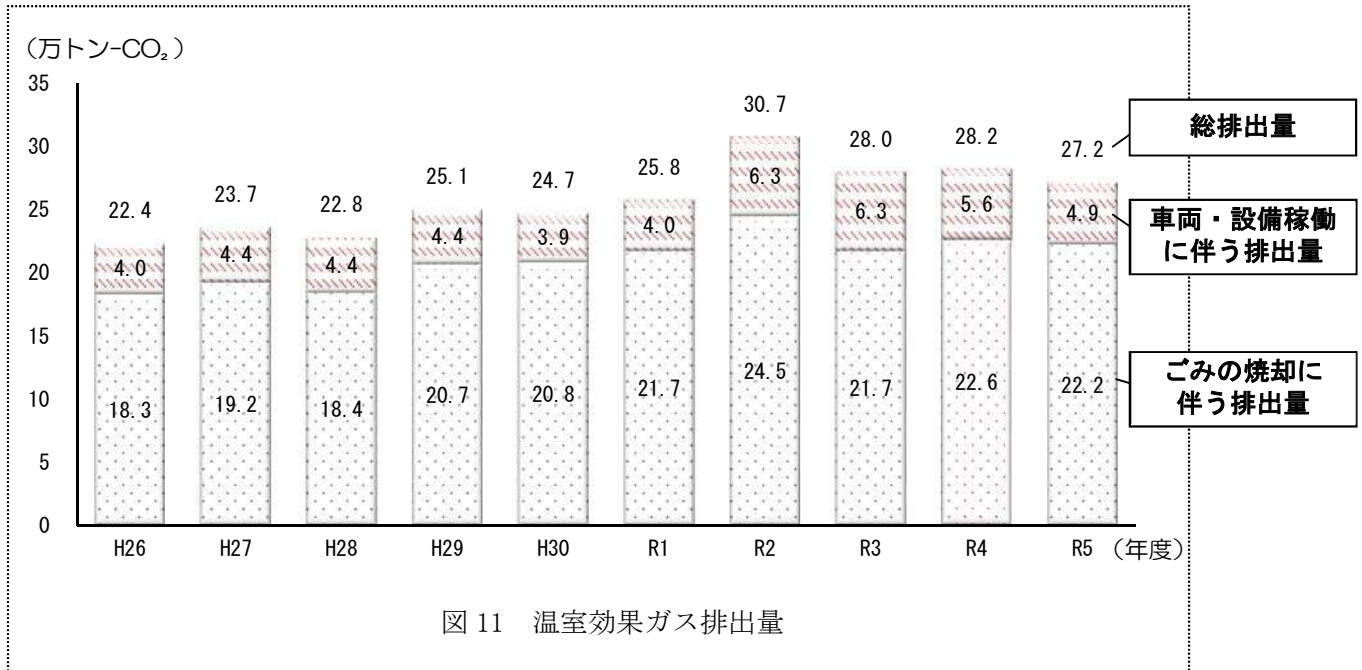


※ 四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

第2章 ごみ処理・資源収集等に伴う環境負荷と処理コスト

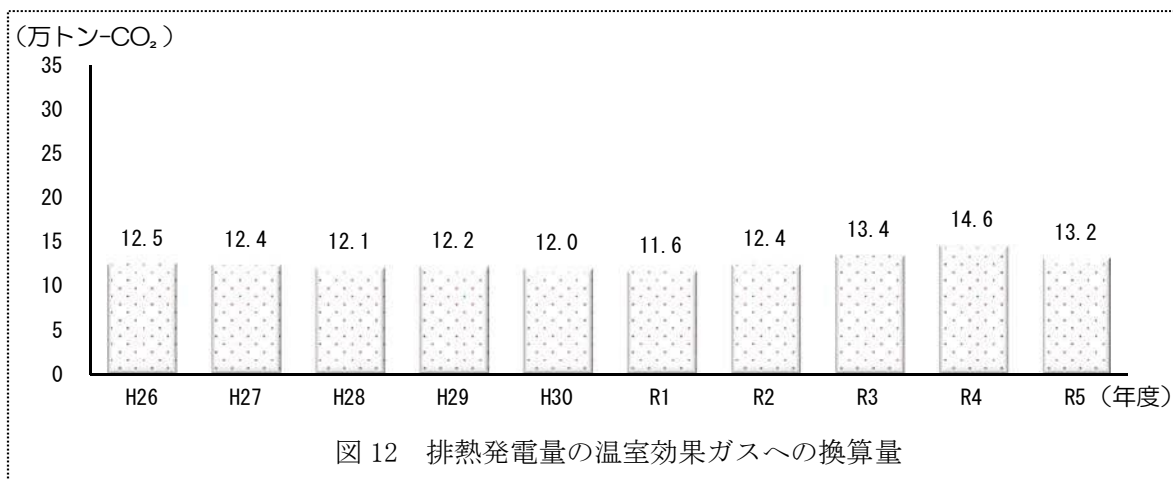
1 ごみ処理事業における温室効果ガス排出量等

(1) ごみ処理事業における温室効果ガス排出量



ごみ処理事業における温室効果ガスの排出は、ごみの焼却や車両・設備稼働により発生しており、大半がプラスチック類の焼却に伴い発生する二酸化炭素です。

(2) 焼却工場における熱エネルギーの有効利用



焼却工場では、ごみを処理するだけでなく、焼却時に発生する熱エネルギーの有効利用により発電しており、この電気は工場内や周辺施設で使用するほか、余剰分は売却しています。

上のグラフは、焼却工場の発電により、電気事業者が発電に伴って排出するはずであった温室効果ガスの抑制に寄与したと考えられる量を表したものです。

図 11 四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

2 ごみ処理・資源収集等に伴うコスト

(1) 処理経費の推移

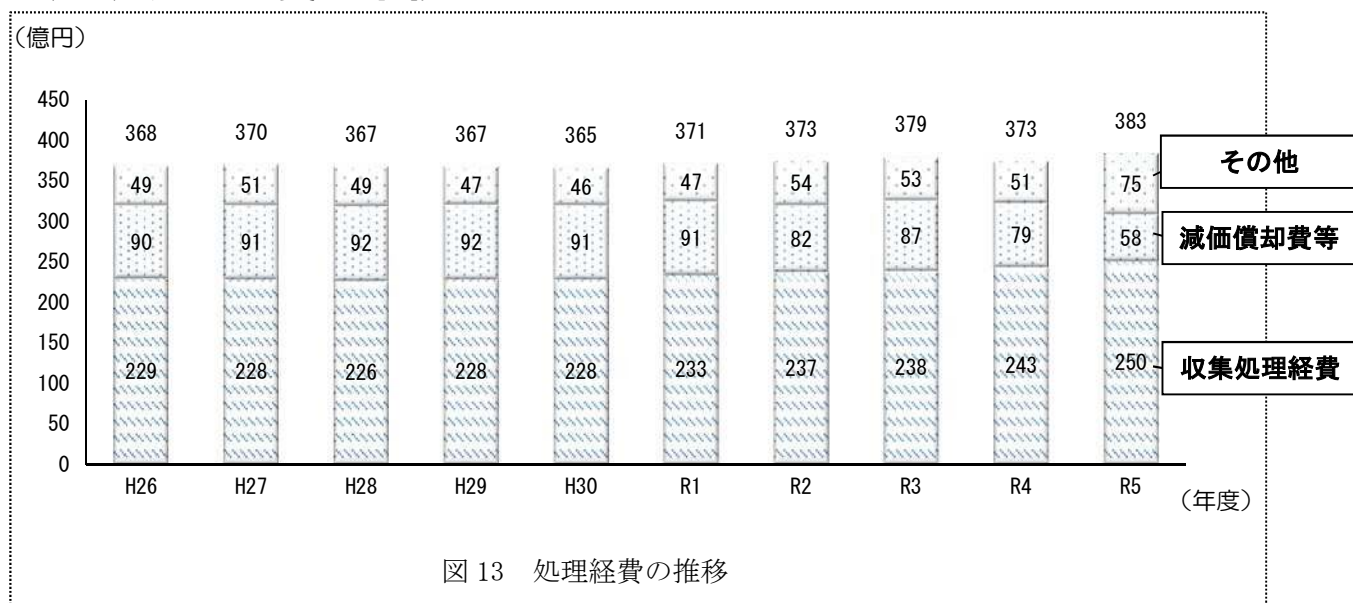


図 13 処理経費の推移

ごみ処理・資源化事業に伴う経費の推移は以上のとおりです。

(2) ごみ・資源の処理原価 (令和5年度)

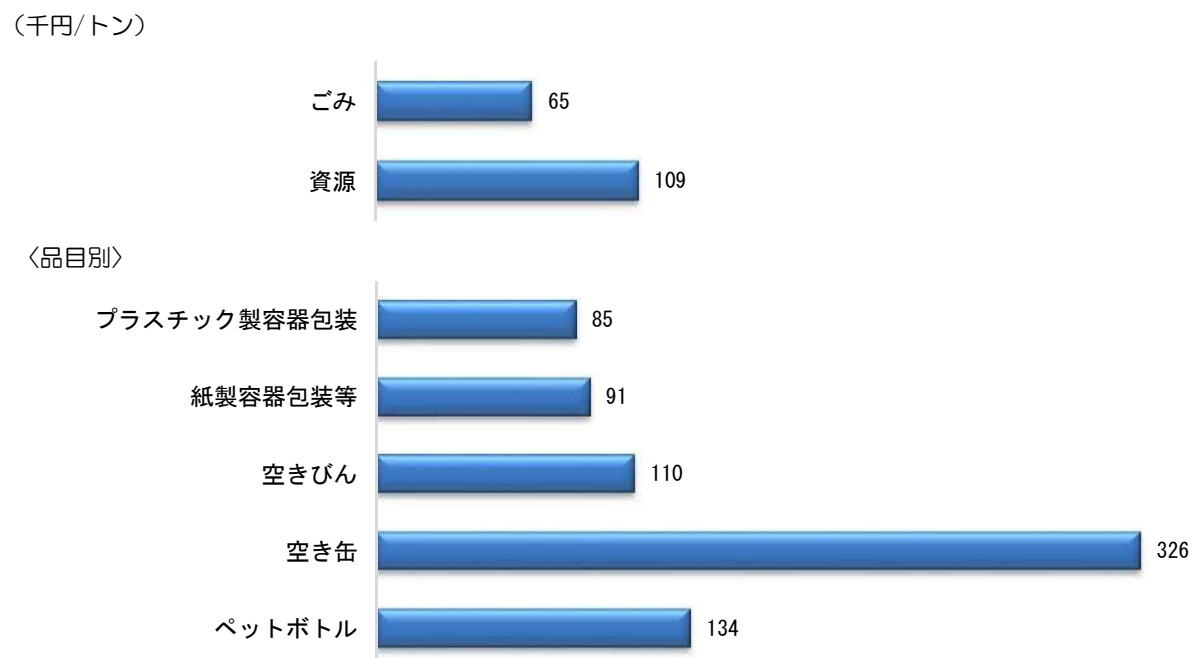


図 14 ごみ・資源の処理原価

令和5(2023)年度のごみ・資源の処理原価は以上のとおりです。

図 13 ①四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

図 14 ①処理原価とは、1トン当たりの処理経費を算出したもの。

②原価要素として、人件費、物件費、減価償却費、起債利子を算出している。

第3章 計画の基本理念と目標値

1 名古屋市第6次一般廃棄物処理基本計画

本市のごみ処理が埋立・焼却の両面で限界に達し、「ごみ非常事態」を迎えるという状況のなか、市民・事業者との協働による分別・リサイクルの取り組みを進め、大幅なごみ減量を達成することができました。その後も、ごみ処理量は大きなリバウンドもなく緩やかに減少し、「ごみ非常事態」を脱し、名古屋に分別文化が根付いたと言われるまでになりました。

一方で、近年、「食品ロスの削減の推進に関する法律」、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されるなど、ごみ処理・資源化を取り巻く状況は大きく変化しています。また、本市の人口も減少局面を迎えており、少子化・高齢化の進行に伴う人口構造の変化や人々の暮らし・働き方・価値観の変化など、社会経済情勢の変化に的確に対応していくことが必要です。

こうした状況を踏まえ、令和6年3月に名古屋市第6次一般廃棄物処理基本計画（計画期間：令和6年度～令和22年度）を策定しました。

（1）基本理念と方向性

本市のごみ処理・資源化を取り巻く状況・課題を踏まえ、令和22（2040）年頃の名古屋の姿を見据えて「パートナーシップで支え合う持続可能な循環型都市なごやをめざします」を基本理念として掲げます。

この基本理念及び以下の4つの方向性を踏まえながら、総合的かつ計画的に循環型都市の実現に向けた取り組みを進めていきます。



「協働」～パートナーシップで支え合うまちをめざします～

平成11（1999）年2月の「ごみ非常事態宣言」以降、名古屋が培ってきた市民・事業者・行政のパートナーシップをベースに、それぞれの持つ強みや得意とすることを生かしながら、皆で協力・連携し持続可能な循環型都市の形成を目指します。

「資源循環」～3Rが定着し、資源が循環しているまちをめざします～

これまで進めてきた3R（「発生抑制（リデュース）」「再使用（リユース）」「再生利用（リサイクル）」）の取り組みを発展させ、『「もったいない」のその一歩先へ』を合言葉に、資源の投入量・消費量を抑え、廃棄されるものを最小化しながら資源を効率よく循環させることのできる循環型都市の形成を目指します。

「安心」～だれもが困ることなく、安心して住み続けられるまちをめざします

人口減少、少子化・高齢化、ライフスタイル・価値観の多様化など社会情勢の変化に対して的確に対応しながら、ごみ・資源の収集・処理を確実に実施するとともに、人と人との支え合いを通して、だれもが困ることなく安心して住み続けられる都市の形成を目指します。

「地球にやさしく」～環境負荷が少なく、地球と共生しているまちをめざします～

循環型社会を目指すにあたっては、脱炭素社会や自然共生社会と密接に絡み合っていることを踏まえ、統合的に取り組みを推進していくことが大切であり、将来世代にわたって地球の恵みを享受できるよう、環境負荷が少なく地球と共生した都市の形成を目指します。

（２）目標値と進捗状況

総排出量、資源分別量、ごみ処理量、埋立量は想定を上回る水準で進んでいます。

（単位：万トン）

年度	基準年度	現状	中間目標値	目標値
	R4 (2022)	R5 (2023)	R12 (2030)	R22 (2040)
総排出量	79.9	79.2	79	78
家庭系	50.4	48.0	49	48
事業系	29.5	31.2	30	30
資源分別量	22.5	23.7	25	25
家庭系	10.8	10.2	11	11
事業系	11.7	13.6	14	14
ごみ処理量	57.4	55.4	55	53
<市外分を含む場合>	<62.5>	<60.4>	<60>	<58>
家庭系	39.6	37.9	38	36
事業系	17.8	17.6	17	16
埋立量	1.6	1.6	4.8 ^{*1}	1.5
<市外分を含む場合>	<2.0>	<2.0>	<5.1>	<1.8>

※ 四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

※1 令和11（2029）年度から令和12（2030）年度にかけて、埋立量の削減に大きく貢献する鳴海工場が大規模改修により休止するため、目標値には一時的な増加を見込んでいます。

鳴海工場休止期間中においては、焼却灰のさらなる資源化と鳴海工場の適正な施工の確保を前提とした休止期間の短縮に努めます。

〈品目別の数値目標と現状での進捗状況〉

プラスチックの発生抑制・資源分別率については、目標に対して遅れが生じています。

プラスチック		基準年度	現状	中間目標値	目標値
年度		R4 (2022)	R5 (2023)	R12 (2030)	R22 (2040)
家庭系	使い捨てプラスチック ^{※1} 発生抑制	—	0.4%削減	10%削減	15%削減
	プラスチック製容器包装 資源分別率	46%	46%	60%	60%
	プラスチック製品 資源分別率	—	— ^{※2}	30%	60%
事業系	使い捨てプラスチック 発生抑制	—	0.5%増加	10%削減	15%削減

※1 使い捨てプラスチックは、レジ袋やペットボトルなどの容器包装、使い捨てスプーンなどのプラスチック製品を指します。

※2 プラスチック製品については令和6年4月にプラスチック製容器包装との一括収集を開始し、令和22年度にプラスチック製容器包装と同水準の資源分別率を目指します。

食品ロスについては、家庭系は発生抑制が進っていますが、事業系は増加しています。

食品ロス		基準年度	現状	中間目標値	目標値
年度		R4 (2022)	R5 (2023)	R12 (2030)	R22 (2040)
家庭系	食品ロス 発生抑制	—	1.9%削減	5%削減	10%削減
事業系	食品ロス 発生抑制	—	4.3%増加	5%削減	10%削減
	生ごみ 資源分別率	37%	39%	50%	50%

※ 食品ロスについては、「食品ロス削減推進計画」(P23)において詳細を記載しています。

紙類については、想定を上回る水準で資源分別率が向上しています。

紙		基準年度	現状	中間目標値	目標値
年度		R4 (2022)	R5 (2023)	R12 (2030)	R22 (2040)
家庭系	紙製容器包装 資源分別率	29%	33%	40%	40%
	雑がみ 資源分別率	8%	10%	20%	40%
事業系	資源化可能な紙類 資源分別率	74%	77%	80%	80%

第4章 循環型都市の実現に向けた取り組み

1 施策体系

重点施策1 プラスチック資源循環の推進

プラスチックは私たちの生活に欠かせないものですが、海洋汚染や地球温暖化などプラスチックが関係する環境問題が世界的な課題となっており、本市においても世界や国の動きに対応しプラスチックの削減をさらに推し進めていく必要があります。そこで、「プラスチック資源循環の推進」を重点施策に位置づけ、プラスチック問題についての環境教育・情報発信を進めるとともに、「減らす」「大切に使う」「循環させる」「置き換える」の4つのアクションに焦点をあてた施策・取り組みを展開します。

重点施策2 食品ロスの削減／食品ロス削減推進計画

食品ロスの発生は、食品そのものが無駄になるだけでなく、その生産から廃棄までの工程に用いられた多くの資源やエネルギーの無駄にもつながっています。そのような中、「食品ロス削減推進法」が施行され、市町村にもさらなる食品ロス削減の取り組みが求められています。そこで、「食品ロス削減推進計画」を一般廃棄物処理基本計画に内包して策定するとともに、「食品ロスの削減」を重点施策に位置づけ、食品ロス削減に向けた目標を設定し、「市民」「事業者」「行政」がそれぞれの立場で主体的に食品ロスの削減を進められるよう施策・取り組みを展開します。

施策1 環境にやさしい学びと行動の推進

ごみの減量・資源化を進めるためには、次世代を担う子どもたちをはじめ、あらゆる世代の方々への環境学習を推進し、多様なステークホルダーや媒体を活用した情報発信や環境にやさしい行動に結びつけてもらうための施策が求められています。そこで、「環境にやさしい学びと行動の推進」を施策1として掲げ取り組みを進めます。

施策の柱

①環境学習の推進

②情報発信と行動の展開

施策2 2R（リデュース・リユース）の推進

ごみも資源も元から減らすためには、暮らしや事業活動において使い捨て・過剰包装のライフスタイル・ビジネススタイルを転換し、『もったいない』のその一歩先』を意識した施策を展開することが必要です。そこで、「2R（リデュース・リユース）の推進」を施策2として掲げ取り組みを進めます。

施策の柱

③使い捨てプラスチックの削減

④食品ロスの削減

⑤モノを大切に
する意識の醸成

施策3 分別・リサイクルの推進

市民・事業者の分別意識向上のためには、「分かりやすい・分けやすい」分別区分の設定やそれぞれのライフスタイル・価値観に合わせた広報・啓発を実施することが必要です。また、資源を効率よく循環させるためには、市民・事業者の取り組みを支援し、連携することが求められます。そこで、「分別・リサイクルの推進」を施策3として掲げ取り組みを進めます。

施策の柱

⑥「分かりやすい・分けやすい」
区分による分別収集の実施

⑦分別意識の
さらなる向上

⑧リサイクルの
さらなる推進

施策4 安心・安全で適正な収集・処理体制の確保

生活基盤としてのごみ収集・処理を安心かつ安全に継続させるためには、社会課題に的確に対応するとともに、有事に適切に対応できる収集・処理体制を確保することが求められます。また、焼却工場や処分場等の施設整備は、環境負荷に配慮しながら計画的かつ安定的に進めることが必要不可欠です。そこで、「安心・安全で適正な収集・処理体制の確保」を施策4として掲げ取り組みを進めます。

施策の柱

⑨社会課題に対応した
収集・処理の推進

⑩計画的かつ環境に
配慮した施設整備

⑪長期的かつ安定的な
埋立処分場の確保

施策5 快適に住み続けられるまちづくり

循環型社会の形成に向けては、大量生産・大量消費・大量廃棄型のライフスタイルから脱却し、持続可能な仕組みづくりを進めるなど循環型の社会経済システムの構築が求められています。また、快適に住み続けるためには、不法投棄・ポイ捨てを防止する施策を推進し、きれいなまちづくりを進めることが必要です。そこで、「快適に住み続けられるまちづくり」を施策5として掲げ取り組みを進めます。

施策の柱

⑫循環型社会に向けた
社会経済システムの構築

⑬きれいなまちづくり

2 重点施策1 プラスチック資源循環の推進

プラスチックの大量生産・大量消費・大量廃棄は海洋汚染や資源枯渇、地球温暖化につながっており、プラスチック対策は世界的に喫緊の課題となっています。本市では「持続可能なプラスチックの利用」を実現するため、「減らす」を最優先とし、「大切に使う」「循環させる」「置き換える」の4つのアクションに焦点をあてた施策・取り組みを展開しています。

(1)「減らす」～Action 1～

●事業者と連携した使い捨てプラスチックの削減

使い捨てプラスチックの削減につながる仕組みやアイデアを持つ事業者による、市民の行動変容を促すモデル事業の支援をしています。令和6年度は、普段使い捨てのプラスチックスプーンを使用している飲食店等において食べられるスプーンを導入し、市民が体験することで、環境について考え、行動するきっかけとなる事業を採択しました。また、広く取り組み内容を周知し、多くの市民に体験してもらえるよう、SNS等で発信しました。



←イベントの実施



↑東山動植物園での実施

●マイボトル・マイカップの利用促進

ペットボトルやテイクアウト用カップなどの使い捨て飲料容器の削減を目的として、マイボトル・マイカップの利用促進を図るため、市民団体・事業者団体・学識経験者と名古屋市で構成する2R推進実行委員会において給水機の設置費用補助を実施しています。

また、市内の給水スポットやマイボトル等に飲料を提供してもらえる店舗を、市ウェブサイトや事業者の媒体を活用し紹介しています。

給水量は、2R推進実行委員会による補助など本市が関わった給水スポットにおいて、令和5年8月から令和6年7月までの1年間で合計約199,000ℓの利用があり、500mℓのペットボトルに換算すると、約398,000本分となります。

<本市が設置に関わった給水スポット（市内17か所）>

- ・東山動植物園（園内4か所）
- ・パロマ瑞穂スポーツパーク
- ・アピタ千代田橋店
- ・エコパルなごや
- ・758キッズステーション
- ・金シャチ横丁（2か所）
- ・名古屋港水族館
- ・オアシス21
- ・露橋スポーツセンター
- ・北スポーツセンター
- ・黒川スポーツトレーニングセンター
- ・南陽プール
- ・中スポーツセンター



1日平均で
約1,090本分の削減！



<市内給水スポット>

(2)「大切につかう」～Action 2～

●プラスチック製品のリユースの推進

粗大ごみとして排出されたモノや市民にリユース品として寄付していただいたものをフリマアプリ等で販売する取り組みを行っています。令和5年度では販売した399点中96点がプラスチック製品であり、プラスチック製品のリユースを進めています。



●アップサイクル

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴い、廃棄予定であったアクリル板パーティションを定規やキーホルダーなどにアップサイクルするワークショップを行い、ものを大切に使う意識向上のための啓発を行っています。



アクリル板パーティション
から作った定規

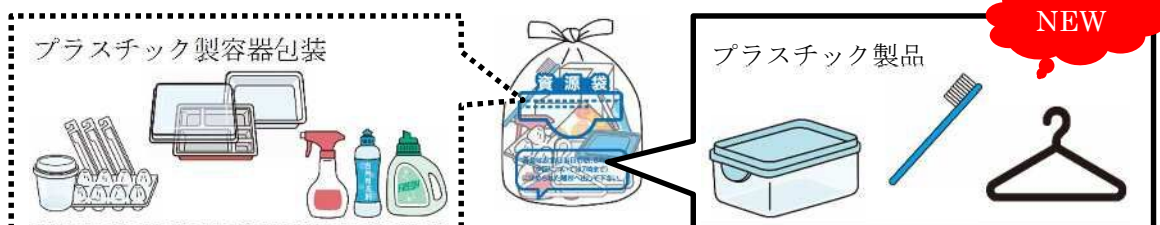


アクリル板パーティション
から作ったキーホルダー

(3)「循環させる」～Action 3～

●プラスチック資源の一括収集

令和6年4月からプラスチック製容器包装とプラスチック製品を合わせた「プラスチック資源」の一括収集を開始しました。これまで可燃ごみだったプラスチック製品を資源として収集することで、焼却量が減り、CO2の削減や資源の循環利用につながります。開始にあたって、事前にチラシの全戸配布や広報なごやへの掲載、SNS等での動画の配信等の広報を実施しました。分別率の向上のため、今後も引き続き機会を捉えて様々な媒体で広報を実施していきます。



●衣装ケースのリサイクルの実証事業

本市の工場に自己搬入で持ち込まれた衣装ケースは焼却処理をしていますが、衣装ケースはポリプロピレンの単一素材でできているものが多く、高品質な再生プラスチックにリサイクルすることができます。資源循環およびCO2削減の観点から、自己搬入された衣装ケースの材料リサイクルの効果検証を目的とした実証事業を行いました。



選別した衣装ケース



衣装ケースの粉碎物



衣装ケースから作ったペレット
(プラスチックの原料)

●アクリル板パーティションの活用に向けた情報収集等

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴い、廃棄が想定されるアクリル板パーティションの活用に向けた情報収集のほか、周知啓発により事業者の資源循環の取り組みを促しました。

(4)「置き換える」～Action 4～

●家庭用可燃ごみ指定袋へのバイオマスプラスチックの導入促進

国の「プラスチック資源循環戦略」に基づいて、導入に向けた調査を進めています。令和5年度に市政アンケートで市民の考えを尋ねたところ、10%程度までという条件であれば、価格が上昇しても可燃ごみ袋に環境にやさしいバイオマスプラスチックを使うことを、肯定的にとらえている人の方が多いことがわかりました。これを踏まえて、市民にとっての受け入れやすさと、環境への負荷低減効果の両立を図りながら、導入を促進していくのが今後の課題です。

コラム 市役所による率先行動

市役所自らが使い捨てプラスチックを削減するため、使い捨てプラスチックを使用しない啓発物品の調達を進めています。

＜プラスチックを使用しない啓発物品の事例＞



紙製水切り袋



紙製クリアファイル



間伐材しおり

3 重点施策2 食品ロスの削減/食品ロス削減推進計画

食品ロスの発生は、食品そのものが無駄になるだけでなく、その生産から廃棄までの工程に用いられた多くの資源やエネルギーの無駄につながっています。

本市では、「食品ロス削減推進計画」を第6次一般廃棄物処理基本計画に内包して策定するとともに、食品ロスの削減を重点施策に位置づけ、本市における食品ロスの削減に向けて一層の取組を進めます。

「食品ロス削減推進計画」の数値目標と現状での進捗状況は次の通りです。

(1) 食品ロスの削減目標と実績について

●本市の食品ロス削減目標・実績

家庭系・事業系それぞれ令和12年度までに令和4年度比5%削減、令和22年度までに令和4年度比10%削減を目指します。令和5年度については、家庭系の食品ロス削減は進みましたが、事業系は増加しています。

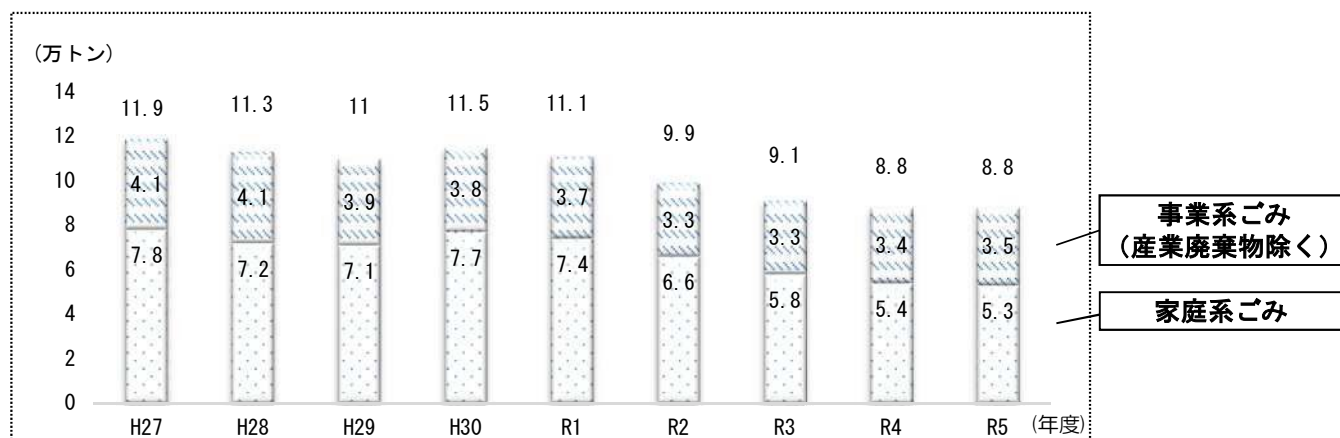
(単位：万トン)

区分	令和4年度実績 (基準年度)	令和5年度実績		令和12年度目標		令和22年度目標	
		令和4年度比	令和4年度比	令和4年度比	令和4年度比		
家庭系	5.4	5.3	▲2%	5.1	▲5%	4.9	▲10%
事業系	3.4	3.5	3%	3.2	▲5%	3.1	▲10%
合計	8.8	8.8	±0%	8.4	▲5%	7.9	▲10%

※四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

●本市の食品ロス発生量の推移

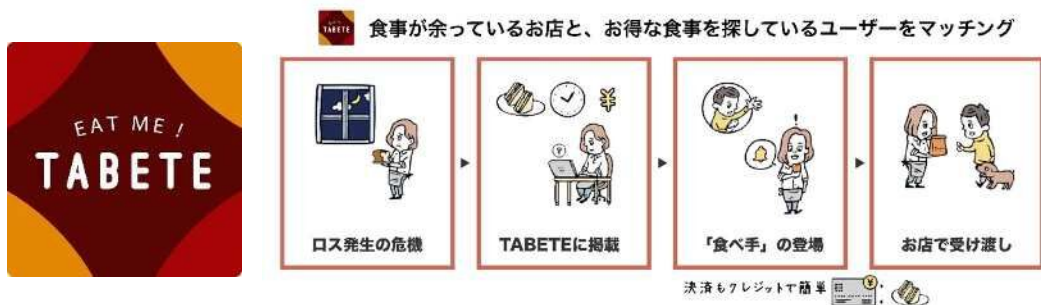
本市における令和5年度の食品ロス発生量は家庭系食品ロス量が5.3万トン、事業系食品ロス量（食品製造業から排出される産業廃棄物は除く）が3.5万トン、全体で8.8万トンと推計しています。



(2) 協働による食品ロス削減運動の展開

●食品ロス削減に資するビジネスモデル事業

食品ロスの削減につながる仕組みやアイデアを持つ事業者による、市民の行動変容を促すモデル事業の支援をしています。令和6年度は、フードシェアリングサービスの拡大を行うことで、食品ロスの量的な削減と市民の行動変容のきっかけとなる事業を採択しました。多くの市民等に体験してもらえよう、食べ残しゼロ協力店等の事業者に広く発信しました。



●食品ロス削減月間キャンペーン

食品ロス削減推進法において、10月は食品ロス削減月間とされており、2R推進実行委員会と連携して、食品ロス削減月間にあわせてキャンペーンを実施しています。

令和6年度は「はち丸とめざせ！食品ロスゼロなごや大作戦」をテーマに、家庭や外食時に楽しくできる食品ロス削減の取り組みを描いたイラストを募集するイラストコンテスト、食品ロスに関するクイズ&アンケート、イベントへのブース出展を実施しました。



●フードドライブの推進

フードドライブとは、家庭にある手つかずの食品を持ち寄り、まとめてフードバンク団体や地域の福祉施設などに寄付する活動です。

環境学習センター（エコパルなごや）やなごや生物多様性センターで食品の受付を行うほか、イベントにおいてフードドライブを実施しました。

また、のぼりなど機材の貸し出しや市ウェブサイトにおける広報により、民間事業者等による自主的なフードドライブの取り組みを支援しました。



(3) 食品ロス削減行動をする市民の拡大

●食品ロス削減行動の呼びかけ

市ウェブサイトやパンフレット、動画等による周知のほか、食材使い切り親子クッキング教室などイベントを実施し、広報啓発に努めました。

また、市政出前トークや小学校への出前講座を通じて、様々な世代に向けて食品ロスに関することや削減に向けた取組紹介を行いました。



(4) 事業者の食品ロス削減に向けた働きかけ

●食べ残しゼロ協力店

少量メニューの提供・持ち帰り対応など食品ロス削減に積極的に取り組む市内の飲食店や宿泊施設を食べ残しゼロ協力店として登録し情報発信することで、飲食店等の食品ロス削減の取り組みを促進しています。

登録店舗にはステッカー・ポスター等を配布し、専用ホームページ「食べ残しゼロ協力店マップ」に掲載し、利用を呼びかけました。



●商慣習の見直しのための実態調査

食品ロス発生の原因の一つと言われる商慣習（3分の1ルール）の見直しに向け、市内小売店と連携した実態調査を実施しました。

市内スーパーにおいて、食品販売の期限延長を実施し、食品ロス発生量等への影響を調査するとともに、来店者に対する店頭アンケートを実施し、市民の意識を調査しました。また、市内小売業者を対象にした食品ロス削減の取り組みや販売期限延長の実施等に関するアンケートを実施しました。



4 施策1 環境にやさしい学びと行動の推進

(1) 環境学習の推進

●「なごや環境大学」を活用した人づくり・人の輪づくりの推進

市民・事業者・教育機関・行政が参画する「なごや環境大学」のしくみを活用し、講座等で学び合いながら、3Rの取り組み等に主体的に参画する人づくり・人の輪づくりを推進します。令和5年度は143講座を実施し、延べ14,074人の方が受講しました。

なごや環境大学は、市民・事業者・教育機関・行政が、立場や分野を超えて参加し、知識や経験、問題意識等を持ち寄って、学びあうネットワークです。「持続可能な社会」を支える「人づくり・人の輪づくり」を進め、行動する市民、協働する市民として「共に育つ」ことを目的として、「まちじゅうをキャンパス」に様々な講座等を実施しています。



●学習拠点における環境学習の推進

名古屋市環境学習センター（エコパルなごや）は、身近な環境から地球環境まで幅広く環境問題について考え、楽しみながら体験・学習できる拠点施設として、環境学習を推進しています。

バーチャルスタジオやワークショップなどの体験型環境学習プログラムの展開や、ごみや公害に関する特別プログラムの実施、小学校等への出張講座、環境への取組みに熱心なNPO、企業等の活動を月替わりで紹介するマンスリー企画展示などを行っており、令和5年度の利用者数は30,673人でした。さらに、環境に関する情報やイベント情報等を掲載した情報誌「エコパルなごや」を年4回発行し、ウェブサイトにも掲載しました。



(2) 情報発信と行動の展開

●地域へのSDGsの浸透をはかる取り組みの推進

令和元年に本市が内閣府の「SDGs 未来都市」に選定されたことを受け、なごや環境大学に「SDGs 未来創造クラブ」を設置し、中区錦二丁目をモデルエリアに多様な主体が参画して地域へのSDGsの浸透や取組促進を図る「まちづくりプロジェクト」に取り組みました。

この成果を踏まえ、令和4年度から5年度は「熱田湊まちづくり協議会」及び「有松地域デザイン委員会」とともに、地域・企業等との協働により、環境を切り口としたSDGsの視点から地域課題等について議論を行い、地域課題の解決とSDGsにつながる取組みの検討・実践を通じて、地域・企業等のSDGsの活動促進・普及啓発を図りました。

子ども食堂での食べ残しをコンポストで堆肥化し野菜を栽培



抽出後のコーヒーの粉を染料として使用した染め体験を実施



●環境デーなごや等を活用した3Rの取り組みの呼びかけ

市民・事業者・行政の協働のもと、環境イベント「環境デーなごや 2024」を開催しました。「環境デーなごや 2024」ではテーマを「みんなでめざそう！ネイチャーポジティブ&カーボンニュートラル」とし、日常生活でできる環境に優しい行動を考えること、持続可能な未来に向けて一人ひとりが取り組むきっかけとしました。

当日は116団体 123ブースが出展し、10万人が来場しました。



●市役所による率先行動

市役所自らが率先して環境に配慮した行動を実践するために策定した「名古屋市役所環境行動計画 2030」に基づき、ごみの発生抑制や資源化、グリーン購入を推進しています。

オフィスで使用するコピー用紙の使用量については、高い削減目標を定めており、タブレット会議システムや無線 LAN パソコンの導入などの市役所 DX 推進によって、より一層のペーパーレス化を進めます。

<削減の取り組み>

(1) タブレット会議システム (2020 年度～)

会議資料をタブレットにて閲覧するタブレット会議システムを導入しました。

(2) オフィスの環境負荷低減実証事業 (2021 年度)

ペーパーレス化・木質化等によりオフィスの環境負荷を低減する実証事業を環境局環境企画部で実施しました。

●什器の木質化

- ・長野県木祖村のカラマツ材を使用し、机・ロッカー等を木質化
- ・フリーアドレスの実施
- ・引き出しのない机でペーパーレス化にも寄与

●ペーパーレス化の推進

- ・ペーパーレス化の部内ルールの設定
- ・モバイル PC・打合せスペースへのモニターの設置
- ・無線 LAN の実証



モノクロコピー枚数
基準年度比 Δ47% 約 15.1 万枚削減！

5 施策2 2R（リデュース・リユース）の推進

（1）モノを大切にする意識の醸成

●事業者と連携したリユース事業の実施

粗大ごみの中でもまだ使用できる家具類を回収し、事業者と連携したプラットフォームでの販売を行うことにより、物を大切に長く使う意識の向上など、リユースの意識啓発を図っています。令和5年度は399点の家具を販売しました。また、震災等で本市に避難された方に無料で提供を行い、令和5年度末までに275点の家具類を提供しました。



また、NPO 法人と連携し、市民からまだ使用できるリユース品を回収し、上述の粗大ごみの販売と同様のプラットフォームでの販売及びNPO 法人に引き渡しを行う実証実験を行いました。令和5年度は延べ211人からの持ち込みがあり、7,262点のリユース品の回収を行いました。

加えて、令和6年10月25日に株式会社ジモティーと連携しリユース拠点ジモテースポットを開設しました。名古屋市民であれば家庭からでたまだ使えるけれども不要になったモノを持ち込むことができ、持ち込まれたモノは誰でも購入することができます。開設から1ヵ月で約1.6万点ものリユース品が持ち込まれ、1.1万点が次の利用者に引き渡されました。



さらに、市民の皆様が、衣類の資源循環に取り組みやすい環境を整備するため、令和6年5月に株式会社 ECOMMIT と衣類循環に向けての協定を締結し、ECOMMIT が提供する「PASSTO」ボックスの設置を市内で進めました。令和6年12月末現在、一般の方が利用できる常設のボックスが8か所、オフィス勤務者やレジデンス住民に限定したボックスを5か所設置しました（その他、非常設・設置終了4か所）。



令和6年12月末までの回収総量は7,786kgで、それらの約96%がリユースにまわりました。また、衣類を単純焼却した場合と比べ、CO2排出量を約72%削減できました（5～9月回収分の実績値）。

●アップサイクルの普及促進

市民のアップサイクルの認知度向上を図るため、令和5年度はアップサイクルの魅力を伝えられるよう、市内の事業者や学生と連携した体験型イベントを行い延べ約1,140人の方に参加していただきました。

6 施策3 分別・リサイクルの推進

(1) 分かりやすい・分けやすい区分による分別収集の実施

●紙製容器包装と雑がみ/プラスチック資源の一括収集

分かりやすい・分けやすい分別区分による分別収集の実施のために、令和5年4月から紙製容器包装と雑がみの一括収集を、令和6年4からはプラスチック資源の一括収集を開始しました。資源分別率の向上を図るとともに、リサイクルできない紙類や発火の恐れのあるもの等の異物が混入しないよう、引き続き広報を行います。

(2) 分別意識のさらなる向上

●ターゲットに応じた効果的な広報

分別ルールが定着しにくい若年層、外国人、短期賃貸マンション入居者、市外からの転入者等に対し、「ごみ減量・資源化ガイド」や分別アプリ等の活用によるターゲットの属性に応じた多様な手段による広報を行います。

特に、今後も増加が見込まれる外国人住民に対してより分かりやすい周知を図るため、令和5年度に新たに「ごみ減量・資源化ガイド（やさしい日本語版）」を作成し、区役所で配布した他、日本語学校で活用しました。

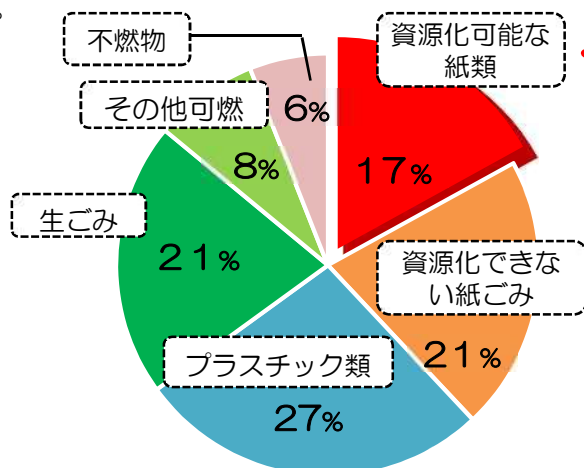
●事業系ごみ（古紙・生ごみ・プラスチック）の分別・資源化の促進

事業系ごみの減量・資源化を促進するため、一定規模以上の事業用大規模建築物の所有者等に減量計画書の作成・提出、廃棄物管理責任者の選任・届出を義務づけています。

廃棄物管理責任者に対して講習会を毎年実施するほか、対象事業所には立入調査を実施し、ごみや資源の処理状況の確認、調査を行いつつ、改善点を指摘し、ごみの減量・資源化への取組を促しています。

古紙・生ごみ・プラスチックに重点を置いて、発生抑制や分別・資源化を指導する立入調査を行い、テナントビルのオフィス・店舗や中小事業所についても排出調査・資源化啓発を実施しています。

令和5年度には、業種ごとに異なるごみの種類に応じた減量・資源化の方法や具体事例、セルフチェック票などを掲載した事業系ごみ減量・資源化ガイドを業種別（4業種）に作成しました。



令和5年度の事業系ごみの品目別内訳
(事業系ごみ組成分析に基づく推計)

事業系ごみの17%が
雑がみやシュレッダー古紙など
資源化可能な紙類です。



★ オフィスビル等への立入調査の様子

(3) リサイクルのさらなる推進

●集団資源回収団体等への支援

地域の集団資源回収活動の実態を把握し、一層の活性化を図るため、実施団体の登録制度を実施し、事業協力金を支給するとともに、集団資源回収活動に関する情報提供を行っています。また、市民団体がスーパーの駐車場等を利用して行うリサイクルステーション活動に対しても、事業協力金を支給しています。

令和5年度回収実績

(単位：トン)

区 分		団体数 /箇所数	紙 類	布 類	びん類	金属類	合 計
集団資源回収	一般方式	2,285 団体	25,243	1,243	5	671	27,162
	学区方式	171 団体	16,521	685	-	16	17,221
リサイクルステーション		37 箇所	1,046	262	8	49	1,364

●拠点回収（小型家電・充電式家電、食用油）の実施

小型家電・充電式家電のリサイクル

携帯電話、デジタルカメラ等の小型家電をスーパー、区役所、環境事業所等、市内72箇所（令和6年12月現在）で回収するほか、充電式掃除機等の充電式家電を各区の環境事業所で回収しています。

令和5年度は268トン进行回収し、回収した小型家電及び充電式家電は認定事業者（小型家電の適正なリサイクルを実施する者として国に事業計画を認められた事業者）に引き渡し、有用金属等をリサイクルしました。



食用油のリサイクル

家庭の使用済み食用油を市内のスーパー72店舗（令和6年12月現在）で回収しています。

令和5年度は58,833ℓを回収し、回収した食用油は民間精製業者に引き渡し、バイオディーゼル燃料等に精製しました。



左：食用油 右：バイオディーゼル燃料

●生ごみ堆肥化の促進

家庭や地域での自主的な生ごみ堆肥化の取り組みを推進するため、段ボールコンポストを用いた生ごみ堆肥化講座の開催(令和5年度:20回)や、生ごみ資源化活動に取り組む団体に対する支援(令和5年度:2団体)を行っています。



事業系生ごみの約50%の利活用を目指し、事業用大規模建築物等への立入調査によって民間生ごみ資源化施設へ誘導し、資源化を進めています。

市内の民間生ごみ資源化施設

名称	中部有機リサイクル	ケミカルフォース
資源化方法	飼料化	堆肥化
所在地	守山区花咲台二丁目 1102 番地	港区潮見町 37 番 10
稼働開始	平成 21 年 9 月	令和 2 年 3 月
処理能力	最大 53.9t/日	最大 80t/日

●草木類のリサイクルに向けた検討

名古屋市の家庭系可燃ごみの中でも、約1割を占めている草木類について、資源化をすることで、ごみ減量に大きな効果が期待できることから、草木類収集を行っています。

令和6年度は6月と10月の2回、事前申込制での収集を全市で行いました。収集した草木類は資源化施設に搬入し、破砕処理によりチップ化され、主にバイオマスボイラー燃料として利用されます。

7 施策4 安心・安全で適正な収集・処理体制の確保

(1) 社会課題に対応した収集・処理の推進

●収集・処理時の火災・発火防止対策の推進

近年増えているリチウムイオン電池等による収集・処理時の火災・発火を防ぐため、電池類の一括収集や小型家電・充電式家電の拠点回収を行っています。

「電池類」やスプレー缶などの「発火性危険物」が誤った分別区分で排出されないよう広報・啓発するとともに、国や業界団体に対しては生産者責任について働きかけています。

また、処理施設では火災を未然に防ぐため、監視カメラ、検知器等を設置しており、発火の早期発見と確実な対応に努めています。

●収集時の環境負荷の低減

作業用自動車の使用に伴う大気汚染防止対策として、最新排出ガス規制適合車への計画的な買換えを進めるとともに、温室効果ガス排出抑制策として、令和6年度は次世代バイオディーゼル燃料を一部のごみ収集車両に試行導入しています。

(2) 計画的かつ環境に配慮した施設整備

●焼却工場の整備

南陽工場が休止し、令和2年度に北名古屋工場と富田工場が稼働したことで、設備規模が平準化し、5工場稼働で施設整備が進められる体制となりました。

南陽工場については、令和9年3月の稼働を目指し、既存の建屋を有効活用した設備更新による整備を進めています。



設備更新後の南陽工場
(イメージ)

(3) 長期的かつ安定的な埋立処分場の確保

●処分場の負荷軽減

焼却工場で発生した焼却灰は、鳴海工場で溶融処理するほか、民間施設において溶融、セメント化及び焼成により資源化しています。また、鳴海工場及び北名古屋工場では、ごみ等の溶融処理により生成されるスラグやメタルを資源化することで、処分場の負荷軽減を図っています。

民間施設における資源化については、広域処分場を含めた処分場の状況、民間施設の受け入れ状況や資源化コストなどを総合的に勘案しながら実施しています。



溶融処理施設における資源化（スラグ・メタルの利活用例）

8 施策5 快適に住み続けられるまちづくり

(1) 循環型社会に向けた社会経済システムの構築

●資源循環とビジネスが融合した社会の形成

サーキュラーエコノミー（以下、「循環経済」とする。）とは、従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を指すものであります。国が令和6年8月に策定した第五次循環型社会形成推進基本計画においては、循環経済を国家戦略に掲げ、循環型社会形成のためのドライビングフォースとして位置付けています。

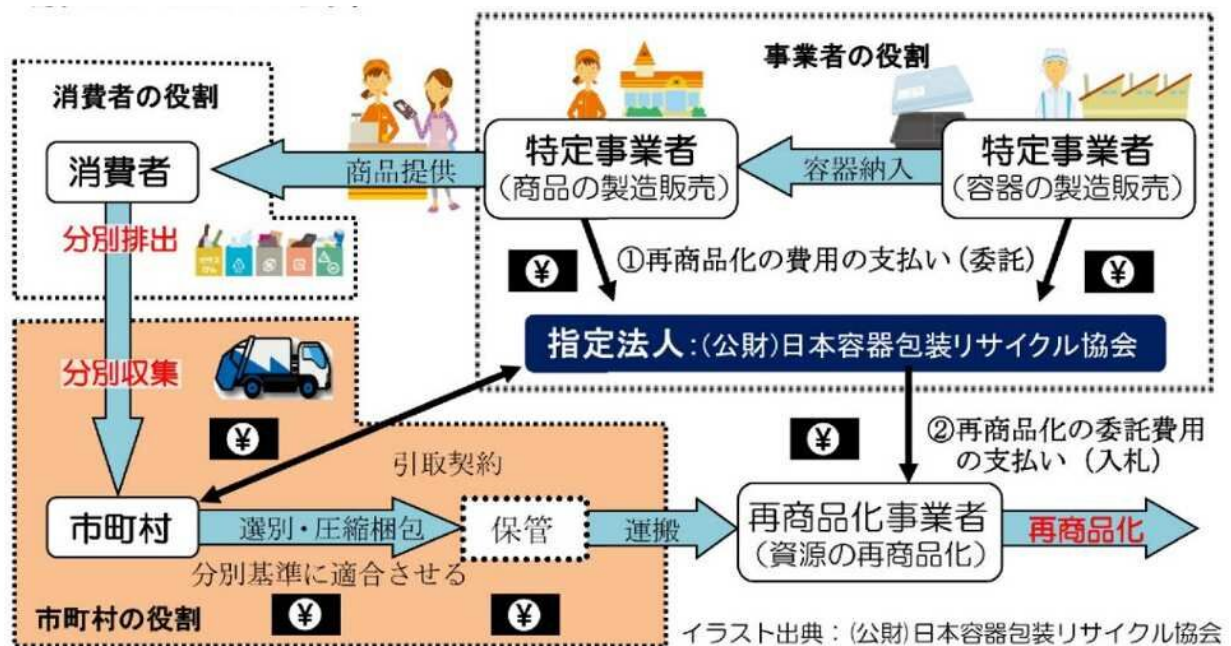
本市においても、循環経済の視点を取り入れた資源循環の普及・啓発に取り組み始めています。令和6年度は、若年層の循環経済に対する意識向上を目指したワークショップの実施や、消費者である市民の循環経済の理解を深め、行動変容につなげるために、テレビやSNSを用いた普及啓発事業を行いました。今後も、市民の循環経済に対する理解・行動を促進するとともに、企業等が循環経済に資する事業に取り組みやすい環境の整備に向けた事業を検討していきます。



サーキュラーエコノミー（循環経済）の概念図

●拡大生産者責任の徹底に向けた国への働きかけ

拡大生産者責任とは、OECD（経済協力開発機構）が提唱した概念で、「製品に対する生産者の物理的および経済的責任が製品ライフサイクルの使用後の段階まで拡大される環境政策上の手法」と定義されています。令和4（2022）年4月に施行された「プラスチック資源循環促進法」では、プラスチック使用製品設計指針のほか、製造事業者等による自主回収促進等について示され、設計段階での環境配慮の促進や素材別リサイクルが記載されるなど、一定程度拡大生産者責任の見直しが図られています。しかし、「容器包装リサイクル法」に基づく資源化を実施する際には、最も手間とコストがかかる分別収集・選別保管が自治体負担となり、事業者が発生抑制や環境配慮設計に取り組もうとするインセンティブが働かないなど、拡大生産者責任の徹底に至るには未だ少なからず課題があります。また、今後、高齢化の進行や外国人住民の増加などにより、素材の判別や適切な分別をすることが難しい市民が増えてくることが想定されており、事業者が製品を製造する段階で分別しやすいデザインを取り入れるなど、課題解決に向けた取り組みが求められています。本市では、こうした社会経済情勢の変化に的確に対応するためにも、拡大生産者責任の徹底が必要であると考えていることから、引き続き、国に対して働きかけを続けていきます。



容器包装リサイクル法における再商品化までの流れ

●脱炭素先行地域における持続可能なまちに向けた仕組みづくり

本市では、2030年度までに民生部門の電力消費に伴うCO₂を実質ゼロにするとともに、地域の課題を解決し、魅力と質を向上させる地方創生に取り組む国の脱炭素先行地域に選定された、名古屋市港区の「みなとアクルス」において、住民の暮らしの質を向上させながら脱炭素社会の実現を目指す中で、循環型なまちづくりにも取り組んでいます。

事業提案においては、脱炭素先行地域内の生ごみを肥料・飼料にして市内農家へ提供し、出来上がった作物を購入する循環型の仕組みの構築や、最新の省エネ厨房機器を使った健康で省エネな食生活やフードドライブ等を学ぶイベントを開催し、食を通して循環型社会を学ぶ取り組みなど様々な取り組みを検討していきます。



(2) きれいなまちづくり

●ポイ捨て防止対策・クリーン活動の推進

市民が美化活動に取り組むきっかけとなるよう、ごみ拾いとジョギングを合わせた新しい市民参加型の環境と健康の両方にやさしいフィットネス「プロギング」を実施しています。令和5年度は区役所と共催で7回行い、延べ321人の参加者により合計100kgのごみを回収しました。



名古屋市のこれまでの取り組み

平成11年	1月	藤前干潟埋立計画（名古屋港西1区埋立事業）を中止
	2月	ごみ非常事態宣言
	5月	空きびん・空き缶の資源収集を全市に拡大
	7月	ごみ減量市民大集会を開催
	10月	ごみ指定袋制の導入
平成12年	4月	学区協議会方式による集団資源回収実施団体の登録開始、 コンテナボックスによる収集を廃止、事業系ごみ全量有料化の実施
	6月	第2次一般廃棄物処理基本計画を策定 環境デーなごやを開催（第1回）
	8月	プラスチック製・紙製容器包装及びペットボトルの収集を開始（2週間に1回）
平成13年	4月	プラスチック製・紙製容器包装及びペットボトルの収集を毎週1回に変更
	7月	不燃ごみのステーション収集を各戸収集に変更
	8月	なごやか収集を開始
	10月	愛岐処分場のかさ上げによる埋立容量の増量認可
平成14年	3月	猪子石工場竣工
	5月	「脱レジ袋宣言」を発表 第3次一般廃棄物処理基本計画を策定
	11月	藤前干潟がラムサール条約に登録
平成15年	5月	自治体環境グランプリで「環境大臣賞」と「グランプリ」を220万市民と 名古屋市が連名で受賞
	10月	市内共通還元制度「エコクーびょん」を開始（平成21年4月終了）
平成16年	3月	生ごみ分別収集・資源化事業を開始（南区の一部・平成21年1月終了）
	4月	南区に第一処分場開設 事業系ごみの市収集を廃止（許可業者収集へ移行）
	7月	五条川工場竣工
	8月	リユースカップ事業を開始
平成17年	3月	藤前干潟に環境学習施設が開設、なごや環境大学開講
平成19年	5月	オーストラリア・シロング市と湿地提携を締結
	10月	緑区で「レジ袋有料化促進モデル事業」を開始
平成20年	3月	名古屋市バイオマスタウン構想を策定
	5月	第4次一般廃棄物処理基本計画を策定
	10月	レジ袋有料化を東部8区に拡大 事業用大規模建築物（指導対象事業所）の対象範囲を拡大
	12月	化学繊維、人工皮革・ゴムを可燃ごみに分別区分変更
平成21年	4月	レジ袋有料化を全市に拡大
	6月	鳴海工場竣工
平成22年	6月	「発火性危険物」の収集を開始
	10月	生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が名古屋で開催
平成23年	4月	プラスチック製品を不燃ごみから可燃ごみへ区分変更 不燃ごみの収集回数を週1回から月1回へ変更 プラスチック製容器包装をステーション収集から各戸収集へ変更
平成24年	7月	「名古屋市集団回収における古紙の持去り防止に関する条例」施行
平成26年	2月	小型家電の回収を開始
	3月	第一処分場埋立終了
	4月	使用済み食用油の拠点回収を開始
平成27年	5月	港区に第二処分場開設
平成28年	3月	第5次一般廃棄物処理基本計画を策定
	10月	スプレー缶類の排出方法を穴あけ不要に変更
平成29年	10月	蛍光管・水銀体温計・水銀温度計の拠点回収を開始
令和2年	6月	富田工場、北名古屋工場竣工
令和3年	4月	加熱式たばこ・電子たばこを「発火性危険物」の品目に追加
令和4年	7月	「電池類」の収集を開始
令和5年	3月	名古屋市プラスチック削減指針を策定
	4月	紙製容器包装と雑がみの一括収集を開始
令和6年	3月	第6次一般廃棄物処理基本計画を策定
	4月	プラスチック資源の一括収集を開始



名古屋市環境局資源循環部資源循環企画課

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

電話:052-972-2398 FAX:052-972-4133

E-mail:a2378@kankyokyo.city.nagoya.lg.jp